

**第3次江戸川区障害者計画
第7期江戸川区障害福祉計画
第3期江戸川区障害児福祉計画**

(案)

江戸川区

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 根拠法令	3
(2) 関連法令の改正	4
(3) 江戸川区全体計画との関連	5
3 計画期間	6
4 計画の対象	6
5 計画の推進体制	7
第2章 第3次江戸川区障害者計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 施策の体系	12
第3章 第3次江戸川区障害者計画の推進	15
基本目標1 ともに生きる仕組みづくり	16
基本目標2 やさしいまちづくり	25
基本目標3 生活を支える基盤づくり	30
基本目標4 子どもの健やかな成長を支援	42
基本目標5 就労と生きがいづくり	46
第4章 第7期江戸川区障害福祉計画	53
1 概要	54
2 成果目標	55
3 障害福祉サービスの見込量と方策	58
第5章 第3期江戸川区障害児福祉計画	71
1 概要	72
2 成果目標	73
3 障害児支援のサービスの見込量と方策	74
第6章 地域生活支援事業	79
1 概要	80
2 地域生活支援事業計画及び見込量	81
資料編	93
1 江戸川区の現況	94
2 計画策定にあたっての取り組み	107
3 計画策定のためのアンケート調査結果のポイント	108
4 計画策定の経過	116
5 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例	122

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

区では、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めるため、「江戸川区障害者計画」（以下、「障害者計画」という。）、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」（以下、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」という。）を策定し、障害者施策を推進してきました。

近年、国では「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等の動きが見られました。

さらに、令和4年(2022年)年12月に公布され、令和6年(2024年)年4月施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じされました。

令和5年(2023年)年度をもって現行の「江戸川区障害者計画」及び「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画」が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や区の指針を踏まえ、「第3次江戸川区障害者計画」及び「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、江戸川区内の障害福祉サービス利用者等を対象としたアンケート調査結果、及び「江戸川区地域自立支援協議会」において懇談会形式で開催した障害のある人やその家族、及び障害福祉サービス関係者からの意見聴取を経てその内容を協議し、意見募集（パブリック・コメント）の結果等を踏まえて策定しています。※巻末資料参照

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「第3次江戸川区障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「第7期江戸川区障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「第3期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	第3次 江戸川区障害者計画	第7期 江戸川区障害福祉計画	第3期 江戸川区障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画期間	5年	3年	3年
備考	策定義務 (平成19年度(2007年度)～) [平成18年度(2006年度)以前は努力規定]	策定義務 (平成18年度(2006年度)～)	策定義務 (平成30年度(2018年度)～)

第1章 計画策定にあたって

(2) 関連法令の改正

「第2次江戸川区障害者計画」(平成24年(2012年)3月)策定後の法改正他は次のとおりです。

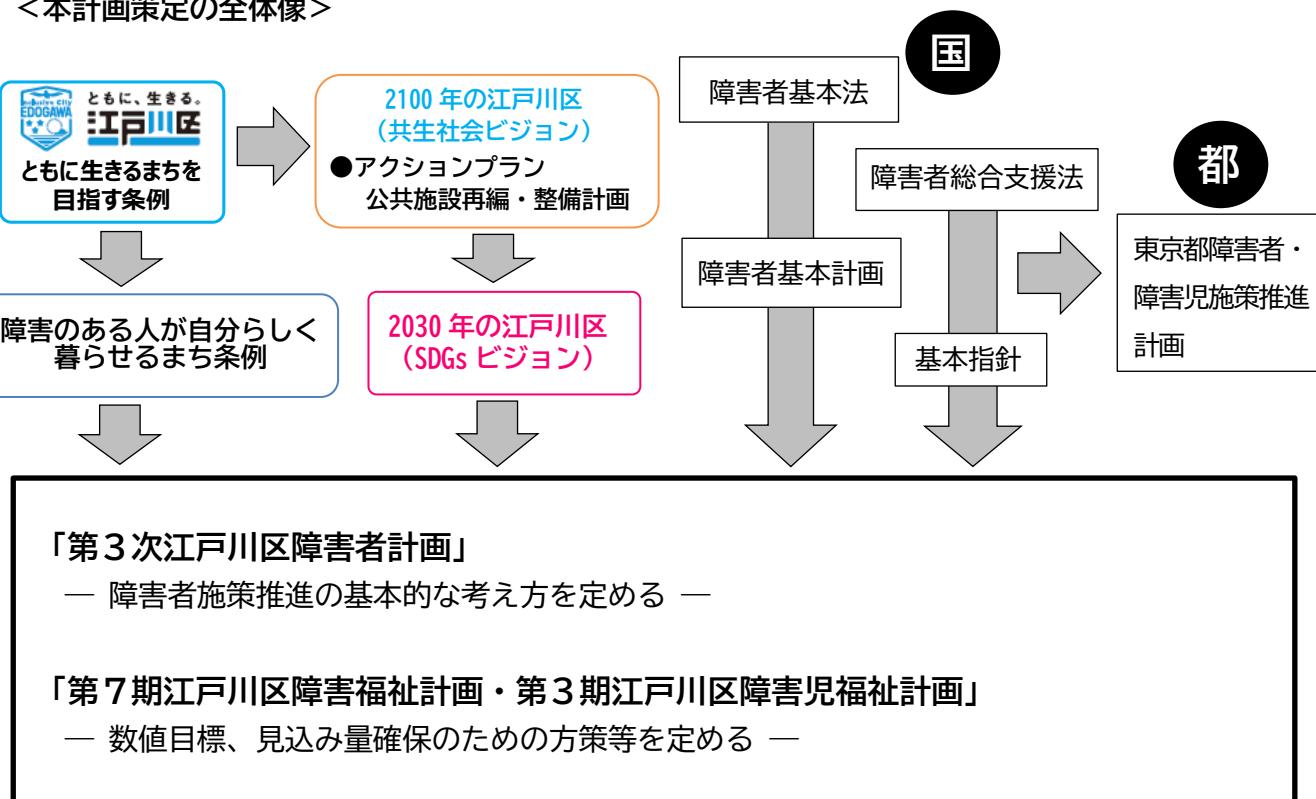
年度	国	江戸川区
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者自立支援法・児童福祉法改正 (相談支援の充実・障害児支援の強化) ◆ 児童福祉法改正 (放課後デイサービス、障害児相談支援) ◆ 障害者虐待防止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3期江戸川区障害福祉計画策定 ◆ 障害者虐待相談窓口設置 ◆ 障害児通所・入所支援が区に移管 ◆ 発達障害に関する普及啓発事業開始
25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者総合支援法施行 (地域共生社会実現・難病等を対象に) ◆ 障害者の権利に関する条約の批准 ◆ 障害者優先調達推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 希望の家定員拡大 (特別区内で一番大きな施設に) ◆ 乳幼児施設等巡回支援事業開始
26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者権利条約の発効 ◆ 精神障害者保健福祉法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達障害相談センター設置
27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第4期障害福祉計画策定 ◆ 子ども・子育て支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第4期江戸川区障害福祉計画策定
28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者差別解消法施行 ◆ 障害者雇用均等法施行 ◆ 成年後見制度利用促進法施行 ◆ 発達障害者支援法改正 ◆ 障害者総合支援法・児童福祉法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ なごみの家（地域共生社会拠点）開始 ◆ 手話通訳者の派遣等の拡大 (派遣先を学校、病院等にも拡大)
29 年度 (2017 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者虐待防止リーフレット発効
30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第4次障害者基本計画策定 ◆ 第5期障害福祉計画策定 (自立生活援助・就労定着支援・居宅型児童発達支援サービスの開始、医療的ケア児対応、共生型サービス創設等) ◆ 社会福祉法改正 ◆ 児童福祉法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 江戸川区手話言語条例施行 ◆ 第5期江戸川区障害福祉計画・第1期江戸川区障害児福祉計画策定
令和 元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者雇用促進法改正 ◆ 読書バリアフリー法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リレー手話通訳派遣の開始
2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ バリアフリー法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達相談・支援センター開設 ◆ 医療的ケア児関係機関連携会議設置
3 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療的ケア児支援法施行 ◆ 第6期障害福祉計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画策定 ◆ 障害者虐待 SOS 電話の設置
4 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第5次障害者基本計画策定 ◆ 障害者総合支援法・児童福祉法改正 ◆ 障害者雇用促進法改正 ◆ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 篠崎児童発達支援センター開設 ◆ グループホーム体制強化支援事業開始 ◆ 遠隔手話通訳サービス開始
5 年度 (2023 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者アプリ開始 ◆ 重度心身障害者施設入浴サービス開始

(3) 江戸川区全体計画との関連

本計画は、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

- ・障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。
- ・「2100年の江戸川区（長期構想）」と方向性を同一にする。
- ・共生社会の実現に向けた区のSDGsの取り組みとの調和を図る。
- ・「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」（根拠法令：障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20）と整合を図る。
- ・「東京都障害者・障害児施策推進計画」との連携を図る。

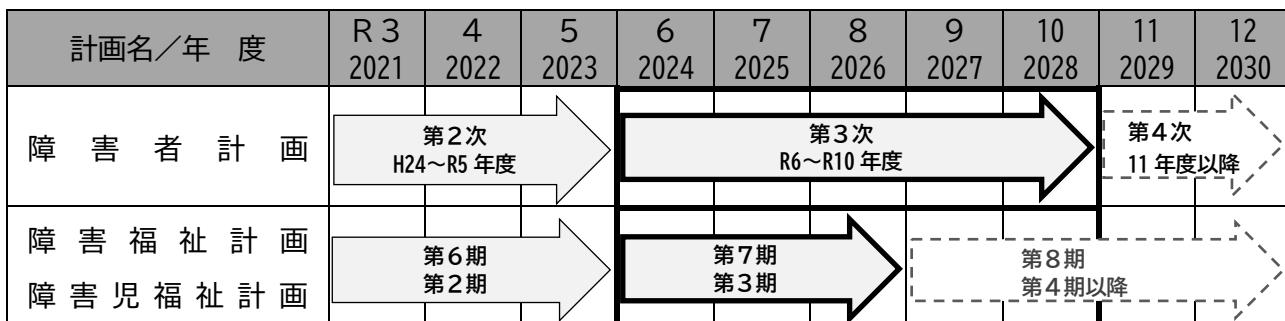
<本計画策定の全体像>



3 計画期間

障害者計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

また、同時に策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、国の基本指針により令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。



4 計画の対象

障害者計画は、障害者基本法第2条第1項に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」障害者を対象としています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

障害者総合支援法の＜障害者の定義＞ 18歳以上で、以下に該当する者

種別	定義（障害者総合支援法第4条第1項）
身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者
精神障害者 (発達障害者含む)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）
難病等の患者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者

児童福祉法の＜障害児の定義＞ 18歳未満で、以下に該当する者

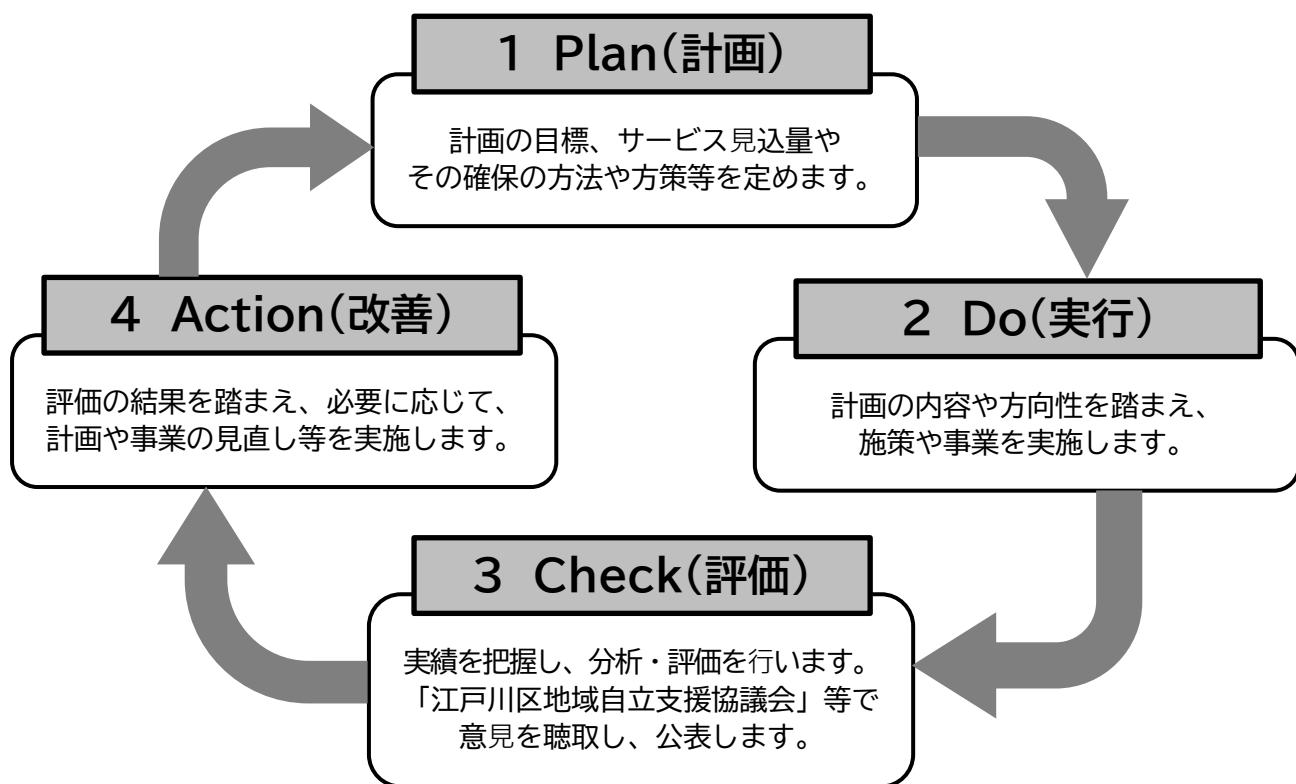
種別	定義（児童福祉法第4条第2項）
身体障害児	身体に障害のある児童
知的障害児	知的障害のある児童
精神障害児 (発達障害児含む)	精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)
難病等の児童	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

5 計画の推進体制

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

本計画の円滑な推進を図るため、江戸川区地域自立支援協議会において進捗状況などの評価及び課題事項の検討を行います。P D C Aサイクルによる進行管理を行い、施策等の一層の充実、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。



第1章 計画策定にあたって

第2章 第3次江戸川区障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

区では、令和12年(2030年)まで目標や具体的な施策をまとめた中期計画である「2030年の江戸川区(SDGs ビジョン)」とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を定めました。障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進していきます。

「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」基本理念抜粋

- ・障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- ・障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。
- ・障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- ・障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助け合い、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

「社会参加」

障害のある人が、さまざまのことにお会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

2 基本目標

基本目標1

ともに生きる仕組みづくり

区では、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保たれ、障害のある人もない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2

やさしいまちづくり

すべての人が移動しやすいまち、使いやすい施設づくりを目指します。また、災害時に備え、避難行動要支援者の範囲を見直すとともに、発災時における避難行動要支援者への支援（支援者・避難場所・必要物資・器材）のさらなる検討を行い、具体的な体制整備、物資の確保を行い、発災時に備えます。

基本目標3

生活を支える基盤づくり

障害のある人が、地域で安心して生活をしていくために、福祉・保健・医療等の機関が連携して支援を行うとともに、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための体制（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・育成、地域の体制づくり）を整備し、地域全体で生活を支える体制を目指します。

基本目標4

子どもの健やかな成長を支援

子どもの発育や発達への気がかりや心配を抱える保護者が、気軽に身近なところで相談できる環境を整備し、安心して地域で子育てができる支援体制（相談機能、高い専門性と適切な発達支援機能、家庭支援機能）の充実を目指します。早期対応の重要性から未就学児に関わる地域の関係機関に対し、支援内容等の助言・援助機能を強化していきます。

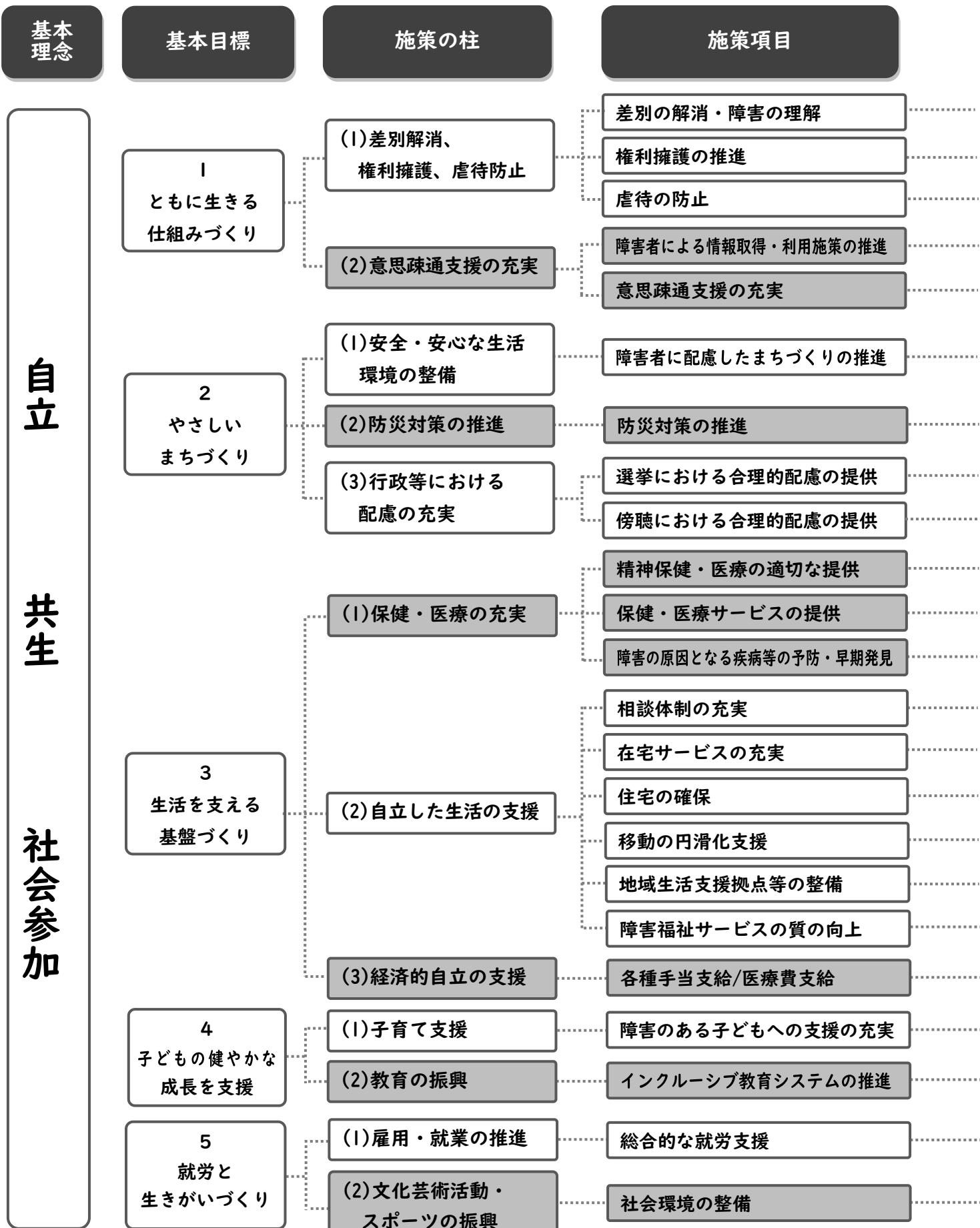
また、子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境の整備を進めていきます。

基本目標5

就労と生きがいづくり

障害のある人一人ひとりの適性や希望に合った就労支援を提供するとともに、国の就労支援施策改正に沿った新たな支援の整備を進めていきます。また、障害のある人が、区内で気軽に利用できる文化活動、スポーツ活動の実施環境整備及び充実を進めていきます。

3 施策の体系



事業名

①ボランティア活動への支援 ②障害者理解への取組み ③地域自立支援協議会の開催 ④なごみの家の運営

①安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業) ②成年後見制度の利用促進 ③成年後見なんでも相談

①障害者虐待防止事業 ②福祉サービスに関する苦情相談

①声のたより・広報、点字広報 ②区ホームページ等への配慮 ③アプリによる支援

①手話通訳等の推進

①道路、交通機関、公共施設のバリアフリー ②バリアフリーマップの作成

①福祉避難所のあり方と増設の検討 ②福祉避難所の備蓄・支援のあり方

①投票機会の確保

①傍聴席までの段差解消

①保健師等医療専門職による活動

①口腔保健センター（障害者歯科診療） ②自立支援医療の給付

①妊婦健康診査 ②乳幼児健康診査 ③心理相談、心理経過観察集団指導

①基幹相談支援センター ②こころの健康相談 ③自殺防止対策
④リハビリ・運動相談 ⑤地域連携ネットワークの推進 ⑥こころの健康サポート事業

①障害者在宅サービス ②精神障害者自立生活体験 ③介護者支援

①障害者向けグループホーム整備事業 ②精神障害者居住支援 ③家賃助成

①福祉有償運送の充実と拡充 ②自動車燃料費・タクシー利用の助成

①地域生活支援拠点等の整備

①障害福祉サービス事業者支援事業

①各種手当の支給 ②医療費の助成 ③心身障害者扶養共済制度

①児童発達支援センター機能の充実 ②育成室 ③就学相談
④区立児童相談所における障害相談 ⑤特別支援教育 ⑥医療的ケア児支援の充実

①保育園のインクルーシブ保育 ②区立小・中学校のインクルーシブ教育

①障害者就労相談事業 ②障害者就労訓練事業 ③障害就労支援ネットワーク事業
④障害者雇用優良企業表彰 ⑤みんなの就労センターへの支援

①パラスポーツへの支援 ②パラアートフェアえどがわ ③障害者作品展への助成
④芸術文化の鑑賞機会の提供 ⑤点字図書の給付 ⑥農福連携事業

第3章 第3次江戸川区障害者計画の推進

基本目標1 ともに生きる仕組みづくり

現状と課題

江戸川区では、令和3年(2021年)7月に「江戸川区ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを宣言しました。そして、この条例を基本とした個別条例として、令和5年(2023年)11月には「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を制定し、障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として自分らしく暮らしていくことを目指しています。

令和4年(2022年)11月に実施した計画策定のためのアンケート調査結果によると、「区の生活支援に関するサービスの情報の入手先」は、「広報えどがわ・区ホームページ・えどがわ区民ニュース」が3割であった一方、「特に情報を得ていない」が2割となっています。区では、令和5年(2023年)10月より「障害者アプリ」を配備し、必要とする情報を簡単に入手するための1つの仕組みを開始しました。

今後も、誰もが平等に必要な情報を簡単に入手でき、情報弱者をつくらない環境を整備していくことが必要です。

また、計画策定のためのアンケート調査で「障害者差別を感じことがあるか」という設問に対し、「感じることは特にない」と答えた障害当事者の方が5割であった一方で、「障害者差別解消法」の認識度は1割程度でした。また、同時期に実施した区民世論調査では、

「地域社会の中に障害のある人への差別・偏見があると思うか」という設問に、「特に感じない」と答えた人が全体の6割を超える結果となっています。これらの状況から、障害者差別の正しい理解が課題となっていることがうかがえます。

施策の柱（1）差別解消、権利擁護、虐待防止

施策項目1

差別の解消・障害の理解

①ボランティア活動への支援

【所管：文化課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■ボランティア団体への支援</p> <p>ホームページ等により、ボランティア活動の情報提供を実施します。また、ボランティア登録団体へ活動費を助成します。</p>	各団体の活動を継続的に支援するとともに、情報提供により広く周知し、団体活動の促進を図ります。
<p>■コーディネート・相談</p> <p>ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実します。</p>	ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実し、障害等のある方の生活や社会参加を支援します。
<p>■ボランティア人材の育成</p> <p>手話ボランティア養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。</p>	障害のある人の支援に必要な人材の確保のため継続して実施します。

②障害者理解への取組み

【所管：ともに生きるまち推進課、環境課、障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■「ともに生きるまちを目指す条例」の制定</p> <p>誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指し、条例を制定しました。</p>	「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例として個別条例を該当の主管課にて制定します。
<p>■区が目指す「共生社会」の理念をわかりやすく伝えるための絵本を作成</p> <p>視覚障害者向けに、音声で絵本の内容を理解することができるよう、オーディオブックを作成し、区公式ウェブサイト及び TOMONI サイトで公開しています。</p>	今後も、絵本の普及啓発と併せ、オーディオブックについても周知していきます。
<p>■TOMONI サイトの開設</p> <p>区の共生社会の取り組みを発信する情報サイト「TOMONI」では、文字読み上げ機能や、文字の拡大機能及び色味調整機能などのアクセシビリティ対応を行っています。</p>	「TOMONI サイト」の見やすさを追求し、さらなるユニバーサルデザインを目指していきます。

第3章 第3次江戸川区障害者計画の推進

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■江戸川区ユニバーサルデザインマスタートップランの策定</p> <p>ともに生きるまちの実現に向け、区のユニバーサルデザインに関する現状と課題等を具体的に示し、区全体のバリアフリー化を目指すため、「江戸川区ユニバーサルデザインマスタートップラン」を策定しました。</p>	計画期間を令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とし、計画期間中は社会情勢の変化やまちづくりの進捗に合わせ、PDCAサイクルを用いて継続的に見直し・改善を行います。
<p>■地域清掃への参加</p> <p>企業、周辺町会・自治会と障害者団体が一緒に清掃を行い、障害者団体の地域貢献及び地域交流を促進します。</p>	清掃活動を通じて、障害のある方に対する理解を深める機会を提供します。
<p>■障害者コミュニケーション支援理解促進出前講座</p> <p>小中学校の児童・生徒を対象にした、手話出前講座を実施します。</p>	障害者理解の推進のため、関係機関と連携し、今後も継続して実施します。

③地域自立支援協議会の開催

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催します。	引き続き、情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成に努めるとともに懇談会や部会で話し合いながら、地域生活支援拠点の整備に向けて協議を行います。

④なごみの家の運営

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが相談でき、気軽に集える地域の拠点として区内9か所になごみの家を設置しています。</p> <p>相談の場であり、居場所であるとともに、地域の課題を地域の力で解決できるようともに考えながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを行っています。</p>	<p>分野横断型の地域共生社会づくりの拠点として、発信力を強化し、周知を図っていきます。</p> <p>また、さまざまな課題を地域の方々自らで解決することを支援するために、日常的に障害当事者や支援機関と意見交換を行っていくとともに、障害への理解を進める取組を積み重ねていきます。</p>

コラム 1

心のバリアフリーってなに？

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うことです。そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、以下の3点とされています。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

※「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年（平成29年）2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より

江戸川区では、「江戸川区ユニバーサルデザインマスターplan」や「権利擁護啓発カード」の作成、えどがわボランティアセンターの小中学校の児童生徒を対象にした出前講座の実施などを通じて、理解の促進に取り組んでいます。



小中学校への出前講座（車いす体験）



権利擁護啓発カード

施策項目2

権利擁護の推進

①安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助 ◎日常的な金銭管理の援助、通帳・権利書など重要書類の預かり 	本人のニーズや課題解決のため、本人を中心とした地域支援体制づくりを進めていきます。

②成年後見制度の利用促進

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区と中核機関である安心生活センターが連携し、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して区長申立等の成年後見制度を活用した支援の充実を図ります。また、後見人等の候補者についても適切に選任されるようマッチング支援を行うことや、所得が少なく後見人等への報酬費用を負担することが困難な方へ費用の助成を行います。</p>	必要な方へ適切な支援ができるよう、より一層の普及啓発活動に取り組んでいきます。

③成年後見なんでも相談

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>成年後見制度利用(任意後見制度)を考えている方からの相談を受け付けます。</p> <p>申立書作成については、助言または専門職へつなぎます。</p>	判断能力に不安がある場合でも、地域で安心して生活ができるよう相談支援を実施します。

施策項目3

虐待の防止

①障害者虐待防止事業

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■江戸川区障害者虐待通報ダイヤル 障害のある方への虐待や疑いについて、24 時間対応で相談を受け付けます。</p>	障害者虐待を未然に防ぎ、利用者の権利を守るために、今後も継続して実施します。
<p>■障害者虐待防止研修 障害者施設職員を対象にした、虐待防止研修を実施します。</p>	障害者虐待を未然に防ぐため、今後も継続して研修を実施し、職員の理解促進を図ります。

②福祉サービスに関する苦情相談

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
福祉サービスに対する「苦情解決委員制度」を設け、福祉サービスに対しての苦情不満などを公正中立な立場で対応します。	サービスの提供にあたっては利用者の意思が尊重されるよう、今後も継続して実施します。

施策の柱（2）意思疎通支援の充実

施策項目1

障害者による情報取得・利用施策の推進

①声のたより・広報、点字広報

【所管：広報課、区議会事務局】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>視覚障害のある方に対し、声のたより・声の広報・点字広報・声の区議会だより・声の便利帳を発行します。</p> <p>また、字幕入りの広報ビデオ・えどがわ区民ニュースを放映し、希望する方にDVDを貸し出します。</p>	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。

②区ホームページ等への配慮

【所管：広報課、区議会事務局】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>視力の弱い人や色の識別が苦手な人、日本語を読むのが苦手な人が快適に閲覧するためのアクセシビリティ・サポートツール（音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更等）を導入しています。</p>	<p>区及び区議会ホームページでは、デジタル庁や総務省からのガイドラインをもとにアクセシビリティを担保していきます。</p> <p>また、区議会ホームページにおいては、現在導入している翻訳ツールの翻訳数を区ホームページと同等に約120言語への拡大を予定しています。</p>

③アプリによる支援

【所管：障害者福祉課、防災危機管理課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■障害者支援アプリ</p> <p>障害者のアクセシビリティ向上のため、プッシュ型のお知らせ配信機能や障害の等級等に応じたサービスを検索することができます。</p>	利用者の利便性の向上やニーズを踏まえ、支援を充実することで利用の拡大を図ります。
<p>■江戸川区防災アプリの機能追加</p> <p>防災行政無線放送をアプリにて視聴できる機能を追加しました。</p> <p>※PUSH通知機能 ※一部のアンドロイド端末では自動起動で視聴が可能</p>	防災講演会・イベントや区ホームページ等で周知し、活用を促進します。

施策項目2

意思疎通支援の充実

①手話通訳等の推進

【所管：広報課、障害者福祉課、区議会事務局】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■手話通訳者・要約筆記者の派遣 手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚等に障害のある方のコミュニケーション支援を図ります。また、区役所本庁舎においても、定期的に手話通訳者を配置します。</p>	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。
<p>■リレー手話通訳 健聴の手話通訳者が表す手話通訳ではうまく意思疎通できない方について、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の通訳者に加え、ろうの通訳者を派遣します。</p>	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。
<p>■手話 区民ニュースの一部番組に手話通訳を挿入しています。また、本会議の手話通訳をインターネット中継により配信しています。</p>	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。
<p>■登録手話通訳者養成講座 区の手話通訳者派遣事業で活動していただく手話通訳者の養成を行います。</p>	手話通訳者派遣事業の充実を図るため、今後も継続して実施します。

コラム 2

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4年(2022年)5月25日に公布・施行されました。同法は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

コラム 3

障害者支援アプリ 「ミライク-MIRAIKU-」

江戸川区に住む障害がある方やそのご家族、介助者の方などに向け、様々な情報を届けることを目的に開発された障害者支援アプリです。

定期的に江戸川区からのお知らせを受け取ることができる「お知らせ配信機能」、江戸川区が発行している「障害者福祉のしおり」による情報検索などができます。

また、ヘルプカードの表示やデジタル障害者手帳「ミライロ ID」との連携も可能です。



ご利用方法

- 1 アプリをダウンロードして利用する場合、iPhone の場合は App Store から、Android の場合は Google Play から「ミライク」アプリを検索して、ダウンロードしてください。
- 2 WEB ブラウザでアクセスする場合、右記の二次元コードをカメラアプリで読み取るか、「<https://lg-pwd.jp/home?citycode=131237>」に直接アクセスしてください。



基本目標2 やさしいまちづくり

現状と課題

ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や移動の円滑化支援等により、障害のある人が暮らしやすいまちとして整備していくことは、誰もが快適で生活しやすいまちとなります。

令和3年度(2021年度)に障害者や高齢者等を対象に実施した江戸川区ユニバーサルデザインマスターplan策定のためのバリアフリー調査結果では、道路の歩道や路側帯、自転車レーン整備による歩行者の安全性の確保の面で、「不満足」が各々75%、88%となっており、誰もが安心、安全に支障なく円滑に利用できる道路や公共施設等の整備を推進する必要があります。

また、計画策定のためのアンケート調査結果によると、災害時に近隣の援助の有無について、「援助者がいる」との回答は、全体の2割に留まっています。

本区では、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、現在、障害のある方等を対象とした避難行動要支援者を7,400人規模としていますが、今後、対象者要件を見直し、真に避難支援を必要とする方の対象を拡げていくことを検討中です。

災害時に障害のある人が安全に避難するためには、日頃から避難の方法や避難場所等について事前に個別避難計画を立て、家族、近隣者及び関係者で共有しておくことが必要です。

コラム 4

江戸川区バリアフリーマップ

平成3年(1991年)から障害者団体との各意見交換会を毎年開催するとともに、各団体とのフィールドワークを隨時実施し「やさしい道づくり」を推進してきました。視覚障害者誘導用ブロックをセットで整備することにより、歩道巻き込み部2cmの段差をゼロにする「段差解消ブロック」(江戸川方式)採用、駅やバス停から各区施設へ音声で案内する音声誘導装置の設置、公共トイレ・手洗所のバリアフリー化などを進めています。これらの取り組みは、障害者・交通管理者(警察)・道路管理者の3者が一堂に会し意見交換・情報共有をすることにより、まちのバリアフリーを推進しています。さらに、障害者団体や社会福祉協議会との綿密な意見交換会やフィールドワークを重ねて、各地区のバリアフリーマップの作成につなげています。

江戸川区バリアフリーマップ (江戸川区公式ホームページ)

バリアフリーマップ
2次元コード

施策の柱（1）安全・安心な生活環境の整備

施策項目1

障害者に配慮したまちづくりの推進

①道路、交通機関、公共施設のバリアフリー【所管：水とみどりの課、公園整備課、保全課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■公園のバリアフリー バリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮し、年齢や障害の有無に関係なく、誰もが利用できる魅力的でやさしい公園づくりを進めます。</p>	既存公園の改修などにあわせて、出入口などのバリアフリー整備を更に進めます。
<p>■インクルーシブ公園の整備 年齢や性別、国籍、障害の有無に関係なく、誰もが一緒にふれあいながら楽しく過ごせる公園を整備します。</p>	誰もが分け隔てなく利用できる公園の実現に向け、インクルーシブ遊具などを取り入れた公園整備の検討を進めます。
<p>■道路・公共施設等の整備 道路改修にあわせて、歩道巻き込み部の段差を解消していきます。視覚障害者を安全に誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置していきます。また、視覚障害者の歩行移動を支援する音声誘導装置を、公共施設や駅・バス停などに設置します。</p>	現状のニーズを把握しながら整備を進めます。利用者の安全性・利便性向上のため、今後も継続して実施します。
<p>■エスコートゾーンの設置 視覚障害者の道路横断を支援するエスコートゾーンの設置を警視庁に要請していきます。</p>	横断歩道における視覚障害者の一層の安全確保のため、継続して要請していきます。

②バリアフリーマップの作成

【所管：都市計画課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害者団体との協働により、バリアフリーマップを改訂・周知します。	ユニバーサルデザインマスターplan策定に伴うマップの改訂・周知を実施します。

コラム

5

バリアフリー整備



【誘導用シート（ブロック）】

視覚障害の方が移動経路や公園の出入口等を認識できるよう、点状と線状の突起があるシートを組み合わせて配置しています。



【段差解消ブロック】（江戸川方式）

歩道巻込み部の段差解消のため設置しています。
<設置数> 7,021 か所（区内巻込み部 7,921 か所）



【音声誘導装置】

バス停や駅前から公共施設への移動を音声で案内します。
<設置数> 95 基



【エスコートゾーン】

視覚障害の方が安全に道路を横断できるように、横断歩道の中央に突起状の列を敷設しています。
<設置数> 区内 9 か所

※設置数は令和5年(2023年)4月1日現在の数値

施策の柱（2）防災対策の推進

施策項目1

防災対策の推進

①福祉避難所のあり方と増設の検討

【所管：災害要配慮者支援課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■福祉避難所への直接避難 避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難することができるようにしていきます。</p>	要配慮者が安全に避難し安心して避難所生活を送ることができるよう、個別避難計画を作成していきます。
<p>■福祉避難所のさらなる拡充 災害時協力協定の締結先を拡大し、福祉避難所を確保していきます。</p>	また、平常時から関係団体や事業者との連絡会議や避難訓練等を通して、福祉避難所開設・運営マニュアルを整備していくとともに、アプリケーション等の多様な手段を活用した情報共有による連携強化を図ります。

②福祉避難所の備蓄・支援のあり方

【所管：災害要配慮者支援課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■福祉避難所での資器材・人材の確保 福祉避難所における必要な物資・器材や専門人材を確保していきます。</p>	関係団体や民間事業者と協定を締結するなどの連携により、福祉避難所の受入体制を整備していきます。

ニラム 6

避難所で配慮が必要な人のために



現在区では、福祉施設などを中心に、「福祉避難所」として災害時に施設を活用できるよう、協力を求めています。

こういった「福祉避難所」は、特に重度の障害のある方の受け入れ先となる予定です。

いわゆる学校や体育館などの避難所にも、高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児などさまざまな要配慮者が避難し、配慮や支援が必要になってくることから、皆で助け合って、地域の共助力を高めていくことも重要な取り組みの一つです。

施策の柱（3）行政等における配慮の充実

施策項目1 選挙における合理的配慮の提供

①投票機会の確保

【所管：選挙管理委員会事務局】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■投票環境の整備 投票所内に階段などの解消ができない段差がある際に、業者に依頼し当日投票時に仮設スロープを設置します。</p>	投票所のバリアフリー化などの必要な整備を行い、投票環境の向上に努めます。
<p>■障害特性に応じた情報提供 選挙公報を全文音読した声の広報（CD）を希望者に、投票日2日前までに配布します。また、選挙公報の読み上げデータを選挙管理委員会ホームページに掲載します。 入場整理券に、携帯やスマートフォンで読み取ることができる、音声コードを掲載します。</p>	候補者の情報や投票に必要な情報を障害特性に応じた形で提供できるよう充実を図り、今後も継続して実施します。
<p>■投票時の支援 投票所内にコミュニケーションボードを設置し、必要な支援を行います。 入場整理券に投票支援カードを同封し、配慮してほしい事項を事前に記入できるようにし、投票をスムーズに行えるよう支援します。</p>	障害のある方が、自らの意思に基づき円滑に投票することができるよう、今後も継続して支援を実施します。
<p>■職員の障害者理解 障害者や高齢者の方向けの対応マニュアルを作成し、投票事務説明会において、職員に周知しています。</p>	職員の障害者に関する理解をより一層促進し、必要な配慮ができるよう、周知徹底を図ります。
<p>■特別支援学校への出前講座 区内の特別支援学校に出向き、投票所でのバリアフリー化等の案内、講義（選挙クイズ、投票方法）及び模擬投票を実施します。</p>	障害のある方の投票への不安を解消し、選挙への理解をより一層促進するため、今後も継続して実施します。

施策項目2 傍聴における合理的配慮の提供

①傍聴席までの段差解消

【所管：区議会事務局】

事業内容	今後の取組の方向性
本会議場傍聴席へ向かう際にある階段などの段差解消のため、階段昇降車を設置し、車椅子利用者が傍聴席まで行けるよう支援します。	新庁舎移転後は、傍聴席周辺の階段や段差がバリアフリー化されるため、利用者の安全性・利便性が向上されます。新庁舎移転までの間は、階段昇降車にて支援を実施します。

基本目標3 生活を支える基盤づくり

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、一人ひとりの障害の種別や特性に応じた保健・医療や在宅生活を支える様々なサービスの充実、居住の場の整備等が必要です。そして、それらのサービスについて、身近なところで気軽に相談ができ、障害のある人一人ひとりのニーズを整理した上で、寄り添った支援ができる相談支援が必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、今後充実すべき区の施策では、「いつでも気軽に相談できる窓口」が最も多く、障害種別や年齢に関わらず多くの要望が寄せられています。身近な場所で気軽に立ち寄ることができ、かつ、広範な相談に応じられる相談窓口の整備が求められており、喫緊の課題となっています。

地域生活の継続の面では、同調査で「介護をする側の悩みや不安」について聞いたところ、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」への不安が4割を超えた結果となっています。また「希望する将来の暮らし」については、介護する側では、約3割が「家族や親族と自宅で暮らしてほしい」と答え、障害当事者では「今の家族と暮らしたい」が約5割となっています。

また、江戸川区地域自立支援協議会で開催した「障害当事者・家族との懇談会」で、「地域で暮らし続けるために必要なこと」について話し合ったところ、「施設入所ではなく、家族介護に頼ることなく、安心して地域生活を送れる地域づくり（地域の理解・障害者が憩える居場所の設置・グループホームの整備など）が必要」との意見が寄せられました。また、「関係事業者との懇談会」では「切れ目ない支援のための事業者間の連携が必要」「様々な課題について相談できる窓口がほしい」等の意見が寄せられています。

さらに、同協議会が障害者計画策定のために開催したテーマ別懇談会「地域生活継続課題懇談会」では、「車いす対応もできる重度対応のグループホームが少ない。」「介護する側の高齢化を踏まえ 5080 世帯への支援から考えていく必要がある。」「施設入所至上主義ではなく、障害福祉サービスを受けながら自宅生活の継続を考えるべき。」などの意見が寄せられました。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害当事者・家族、関係機関が協議する場を継続的に設け意見を集約していくこと、合わせて「地域生活支援拠点等」の整備を具体的に進めていくことが必要です。

施策の柱（1）保健・医療の充実

施策項目1 精神保健・医療の適切な提供

①保健師等医療専門職による活動

【所管：健康サービス課、保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■高次脳機能障害者支援 高次脳機能障害の当事者・家族からの相談に医師等の専門スタッフが対応します。リハビリ訓練や家族の集いなども実施します。</p>	医療機関との連携・調整を行いながら、専門的な相談支援を実施します。また、高次脳機能障害者の日常・社会生活を支援するため、効果的なリハビリ訓練や家族の集いも継続します。
<p>■精神保健講演会 区民を対象に精神保健に関する講演会を開催します。</p>	障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、区民の精神障害に関する正しい知識の習得と理解の促進のため、今後も継続して開催します。
<p>■ボランティア講座 精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。</p>	ボランティア活動に必要な知識を身につけ、精神障害者に対する理解と協力の促進を図るため、今後も継続して実施します。
<p>■心の交流スポーツ大会 スポーツを通じて、精神障害者支援施設等の利用者同士の交流を図るとともに、あわせて地域との交流も図ります。</p>	精神障害者の社会参加を促進するため、交流の機会を設け、ともに暮らせる社会を目指します。

施策項目2 保健・医療サービスの充実

①口腔保健センター（障害者歯科診療）

【所管：健康推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害のある方や要介護高齢者で地域の歯科医院では治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。	障害のある方の口腔保健の向上を目指し、今後も継続して実施します。 定期的に受診しやすい環境づくりを進めます。

②自立支援医療の給付

【所管：障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
自立した日常生活または社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。	経済的な負担軽減のため、今後も継続的に実施し、適切に対応します。

施策項目3

障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

①妊婦健康診査

【所管：健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。	妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認することにより周産期医療の充実を図り、安心して出産できる環境づくりのため、今後も継続して実施します。

②乳幼児健康診査

【所管：健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
乳幼児期に以下のような健康診査を実施します。 ◎3・4か月児健康診査・6か月児・9か月児健康診査 ◎1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 ◎乳幼児経過観察健診・乳幼児精密健診	乳幼児の疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図るとともに、障害の早期発見と早期発達支援のため、今後も継続して実施します。

③心理相談、心理経過観察集団指導

【所管：健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
■心理相談 言葉や日常生活習慣などの発達面について心理相談員が個別相談を実施します。	発育面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう、今後も支援を継続します。
■心理経過観察集団指導 精神発達面に課題・障害のある児や育児不安の強い親に対し、集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。	発育を促したり対応の仕方を学んだりしながら、子どもの成長をサポートするため、今後も継続して実施します。

施策の柱（2）自立した生活の支援

施策項目 1

相談体制の充実

①基幹相談支援センター

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■基幹相談支援センター</p> <p>相談支援の中核的機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）、地域生活支援拠点等（相談・緊急時の対応・体験の機会確保・専門的人材の確保育成・地域の体制づくり）の事業を行います。</p>	関係機関と連携し、緊急時を含めた相談、重度障害者等受け入れが難しく支援が必要な方の緊急時の受け入れ及び対応、親元からの自立等を目的とした体験の場の確保、重度障害者への支援ができる専門的人材の確保と育成について具体的に整備し、地域としての体制づくりを行っていきます。
<p>■心身障害者相談員</p> <p>障害者及び障害児の保護者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。</p>	ニーズの変化に伴い、今後の事業体制を検討します。
<p>■障害者相談支援</p> <p>障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービスの利用支援等を、障害者福祉課などの窓口で行います。</p>	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。

②こころの健康相談

【所管：健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
こころの健康の保持増進や病気を疑うさまざまさな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。	こころの病気は身近で誰でもかかりうるもので。精神疾患の早期発見・早期治療を促し、適切な支援につなぐため、今後も継続して実施します。

③自殺防止対策

【所管：保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
■総合相談会 月に1回、弁護士・消費生活相談員・生活困窮者自立支援員・保健師・ハローワーク職員などの専門家に予約なし・無料で相談できる機会を提供します。	大切なのちを守るため、専門家の視点を活かして生活上の様々な問題を紐解き、対応する機会として、今後も継続して開催します。
■随時相談 死にたいくらいつらい状況に悩むご本人やその家族・関係機関からの相談を、保健師・精神保健福祉士・公認心理士がお受けします。	生きることの包括的な支援を推進するため、今後も随時相談を受け付け、課題解決に向けてサポートします。
■自殺未遂者支援 墨東病院3次救急やその他の医療機関・関係機関からの未遂者紹介に基づき、未遂者本人・ご家族などからの相談をお受けします。	自殺再企図の防止のため、医療機関や関係機関との連携による自殺未遂者支援を今後も継続して実施します。
■インターネットゲートキーパー 死を考え検索している人をキャッチし、具体的な相談につなぎます。	周りに相談できずに検索している方の相談支援を行うため、今後も継続して実施します。
■#いのち SOS 江戸川 相談支援の担当者が特に必要だと感じた方に手渡しで紹介するSNS相談です。自殺対策の専門相談員が相談をお受けします。	自殺リスクの高い相談者への相談機会の提供のため、引き続き取り組んでいきます。

④リハビリ・運動相談

【所管：健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
心身機能の低下予防や生活習慣病予防、乳幼児の運動発達などについて、理学療法士・作業療法士が相談に応じ、区民の日常生活の自立や生活の質の向上と社会参加、養育者への育児不安の解消を図ります。	個々の状態に応じたりハビリや運動の相談を今後も継続して実施します。

⑤地域連携ネットワークの推進**【所管：福祉推進課】**

事業内容	今後の取組の方向性
本人の意思決定が尊重され安心した暮らし が続けられるよう、地域全体で支援・見守りを行 うネットワークづくりを進めます。	「地域共生社会の実現」に向けて、ネットワ ークの強化を行っていきます。

⑥こころの健康サポート事業**【所管：健康サービス課】**

事業内容	今後の取組の方向性
精神障害者（疑い含む）が医療機関や障害福 祉サービス等による安定的な支援をうけるこ とが困難な状況や、単身または家族が疾病・障 害・高齢等で支援が得られにくい状況を改善 し、地域で安定した生活ができるよう専門相談 員と地区担当保健師がチームで支援します。	複雑な問題が重複することもあります。精神 障害者（疑い含む）とその家族が地域で安定し た生活ができるよう、今後も継続して実施しま す。

施策項目2 在宅サービスの充実

①障害者在宅サービス

【所管：清掃課、障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>在宅の障害者（児）等に対し、以下の必要なサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸別訪問収集 (2) 日常生活用具の給付・貸与 (3) 車いすの貸与 (4) 補装具購入費・修理費の支給 (5) 寝具乾燥消毒サービス (6) 福祉理美容サービス (7) 紙おむつ等の支給 (8) おむつ使用料の助成 (9) 住まいの改造助成 (10) 民間緊急通報システムの設置 	利用者の利便性向上や経済的負担軽減のため、今後も継続して実施し、在宅生活の支援をします。今後、障害者本人やその家族等の高齢化・重度化に伴い、さらにきめ細やかな時代に合わせたサービスの提供について研究します。

②精神障害者自立生活体験

【所管：保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息、又は一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。	地域で生活する精神障害者が、単身生活の体験や休息のために利用することにより、安定した地域生活が実現できるよう支援を継続します。

③介護者支援

【所管：障害者福祉課、健康サービス課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■重度脳性まひ者の介護者への介護券の給付</p> <p>重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、介護をする家族に対し介護券を給付します。</p>	重度脳性まひ者の生活圏拡大のための援助を行い、福祉の増進を図るため、今後も継続して実施します。
<p>■家族講演会</p> <p>統合失調症やうつ病等の精神疾患（疑い含む）のある方の家族を対象に、病気の理解や本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。</p>	日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、家族としての対応方法などの知識を学ぶ場として、今後も継続して実施します。
<p>■家族交流会</p> <p>統合失調症やうつ病等の精神疾患のある方の家族が、情報交換や話し合いなどを通じて交流を図ります。</p>	同じ悩みを抱えた家族を支援するために今後も継続して実施します。

施策項目3 住宅の確保

①障害者向けグループホーム整備事業

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■障害者グループホーム等整備費補助 障害者グループホーム等の整備に要する費用の一部を補助します。</p>	障害者が地域での自立生活の促進及び福祉の向上を図るため、実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。
<p>■障害者グループホーム体制強化支援事業費補助 重度障害者の受入体制の強化を行っている事業所に対して、その運営に係る費用の一部を補助します。</p>	重度障害者が地域社会における自立生活の促進及び福祉の向上を推進するため、実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。
<p>■障害者グループホーム消防用設備整備費補助 重度障害者を受け入れている事業所に消防用設備を設置する費用の一部を補助します。</p>	

②精神障害者居住支援

【所管：保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
賃貸契約による一般住宅（公営・民間賃貸住宅）への入居を希望する精神障害者に対して、住まい探しから入居後の生活を支援とともに家主等との連絡調整を行います。	精神障害のある方が居住の場を安定的に確保できるよう支援を継続します。

③家賃助成

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■グループホームの家賃助成 グループホームを利用する障害者が支払った家賃のうち一定額を助成します。</p>	地域での自立した生活を支援するために、今後も継続して実施します。
<p>■民間賃貸住宅家賃等の助成 民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。</p>	時代に合わせたサービスの提供について研究します。

施策項目4

移動の円滑化支援

①福祉有償運送の充実と拡充

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、福祉有償運送事業を運営しているNPO法人事業者に対し、助成・支援します。	これまでの実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。

②自動車燃料費・タクシー利用の助成

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■自動車燃料費等の助成 心身障害者が利用する自動車の燃料費や自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。</p>	事業の継続については、時代に合わせたサービスの提供について研究します。
<p>■タクシー利用の助成 タクシー利用券を発行し、迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。</p>	

施策項目5

地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点等の整備

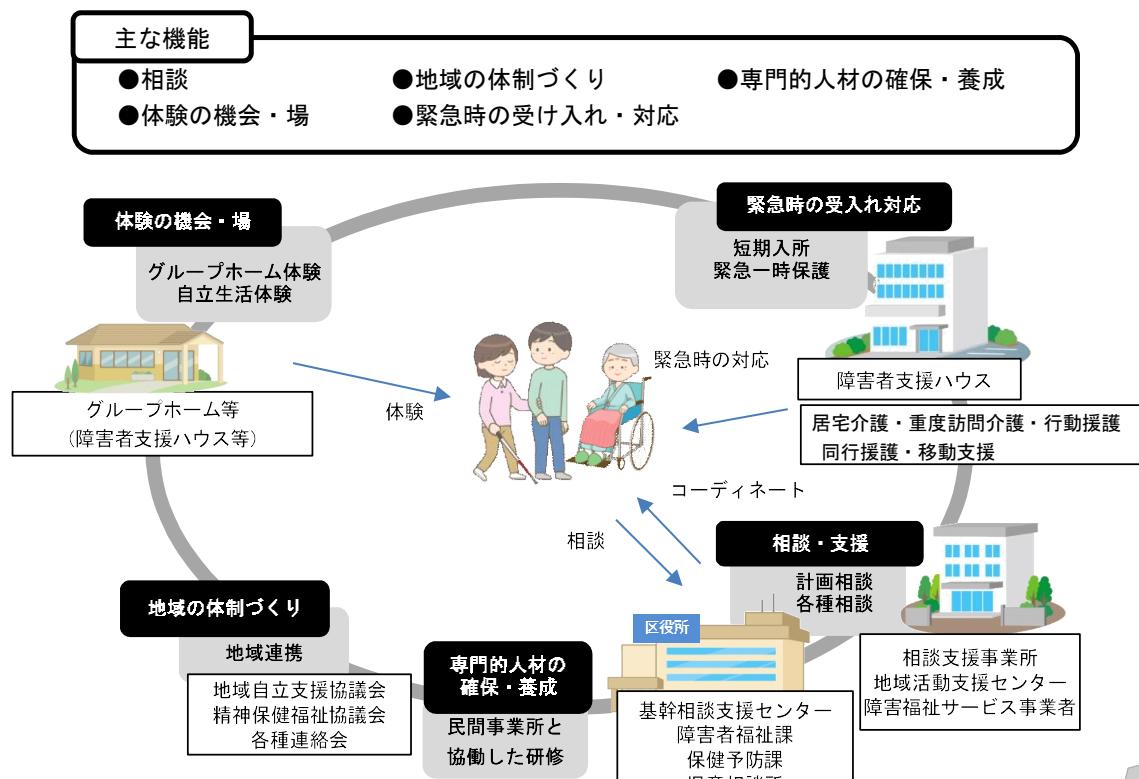
【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害者の重度化・高齢化への対応や、親亡き後に備えるため、地域の生活で生じる障害者とその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活を継続することができる地域体制を確保します。	障害当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等からの意見徴収及び江戸川区地域自立支援協議会における協議を基に、障害福祉サービス事業者をはじめとする関係機関と連携し、①相談（緊急時の相談・事前の支援対象者の把握）②緊急時の受け入れ ③体験の機会・場の確保（親元からの自立）④専門的人材の確保・育成 ⑤地域の体制づくりを具体的に整備していきます。

コラム 7

地域生活支援拠点等

障害のある方の地域生活を支えるために相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所等が連携し、円滑な連携やネットワークを図っていきます。



施策項目6 障害福祉サービスの質の向上

①障害福祉サービス事業者支援事業

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■障害児通所支援事業所の指定 児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行う事業所の指定関連業務を行います。</p>	法令等を遵守し、指定業務等を適正に実施します。
<p>■特定・障害児相談支援事業所の指定 障害のある方が、障害福祉サービスを利用するための必要となるサービス利用支援及び継続サービス利用支援などを作成するための相談、支援を行う事業所の指定関連業務を行います。</p>	法令等を遵守し、指定業務等を適正に実施します。
<p>■社会福祉法人の認可 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人の認可関連業務及び指導監査業務を行います。</p>	法令等を遵守し、認可業務等を適正に実施します。
<p>■指定障害福祉サービス事業所の指導監査・集団指導 自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業者指導指針及び障害福祉サービス事業者監査指針を参考に指導監査及び集団指導を行います。</p>	法令等を遵守し、指導監査業務等を適正に実施します。
<p>■江戸川区相談支援専門員等研修事業 相談支援専門員をはじめ、江戸川区内の相談支援事業に関わる者に対し、人材育成研修を実施します。</p>	民間事業者の専門的な提案に基づく、体系的な人材育成研修を計画的に実施します。相談支援専門員の質の向上及び、江戸川区の重層的な障害者福祉の充実を図ります。
<p>■江戸川区介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金の支給 基準日において、対象事業所における勤続年数が採用日の翌日から起算して、継続して3年以上4年未満であり、この年数を常勤の介護職員等及び福祉職員として勤務している者に対して支給します。</p>	介護・福祉人材の確保及び勤務意欲の向上を図り、介護・福祉サービスの質の向上につなげます。

施策の柱（3）経済的自立の支援

施策項目 1

各種手当支給/医療費支給

①各種手当の支給

【所管：障害者福祉課、児童家庭課】

事業内容	今後の取組の方向性
心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、難病患者福祉手当、児童育成手当（育成手当）を支給します。また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。	資格要件の判定など、迅速かつ適正に行います。今後は時代に合わせたサービスの提供について研究します。

②医療費の助成

【所管：障害者福祉課、保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■医療費の助成 心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。</p>	多額の費用を要する療養等の医療費や、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費の経済的な負担軽減を図るため、今後も継続して実施し適切に対応します。
<p>■自立支援医療の給付 更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。</p>	

③心身障害者扶養共済制度

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた任意加入の制度です。	心身障害者の生活の安定と心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図るため、都の制度に基づき適切に対応します。

基本目標4 子どもの健やかな成長を支援

現状と課題

障害児への支援は、成長期に応じて、出生から幼児期、第一学齢期（義務教育期）、第二学齢期（義務教育後～18歳未満）までの切れ目のない支援の提供が必要です。本区では地域における障害児支援の中核として区立児童発達支援センターを設置運営し、障害のある子どもと家庭に対して適切な発達支援の提供を図っています。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、通園、通学の上の困りごとの上位3位は、「教育や療育の情報が少ない」「障害に応じた授業のサポート」「生徒や教員の障害への理解」となっており、障害児への周囲の理解が大きな課題となっています。また、介護者の悩みでは、割合の高い順に、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」「精神的な不安」「気軽に相談や介護を頼める人がいない」「自分のための時間が持てない」「家族に我慢をさせてしまう」となっており、介助をしている家族への支援が重要な課題となっています。

計画策定のためのアンケート（医療的ケア児編）調査結果では、介護の悩みや不安については、「身体的な負担」「成長や将来への不安」「緊急時の預け先がない」が上位3位となっており、介護負担や介護疲れがさらに大きな課題となっています。また、介護者の負担軽減のために必要なサービスについては、「レスパイト事業」「宿泊での預かりの場」「日中の預かりの場」「外出への支援」が上位を占めており、医療的ケアのある障害児が利用できるショートステイの整備が急務となっています。

本区では、令和6年度(2024年度)には、3か所目となる区立児童発達支援センターを葛西地域に開設し、保護者がより身近なところで子育ての悩みを相談できる環境を整備していきます。地域における障害児支援として、専門性に基づいた発達支援と家族支援、そして、子育て関連事業所に対する助言や援助機能を担っていく機関の充実が課題となっています。

また、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）に向けた支援については、障害児通所施設と保育所等との併行通園や、児童発達支援や放課後等デイサービスを退所し保育所や放課後児童学童クラブへの移行を推進していきます。

子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境の整備を進めています。

施策の柱（1）子育て支援

施策項目1 障害のある子どもへの支援の充実

①児童発達支援センター機能の充実

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
児童療育事業を行うとともに、研修実施や関係機関等との連携により地域の中核的な支援機関を担っていきます。発達相談・支援センターでは乳幼児から成人までワンストップで切れ目のない支援を行います。	児童療育事業を行い、かつ地域の中核的な支援機関であるよう関係機関と連携し、研修等を実施していきます。適切な児童発達支援センターの配置を見定め設置していきます。

②育成室

【所管：保育課】

事業内容	今後の取組の方向性
■児童発達支援 発達に心配や遅れのあるお子さんに早期療育、発達支援を行います。保護者の方には、育児相談、発達相談、家族講演会などでお子さんの発達に必要な情報提供を行います。	職員の専門性の向上に努め、引き続き支援の充実に努めます。
■言語外来 構音、吃音などに心配のあるお子さんを対象に、言語聴覚士が専門相談を実施します。	就学前児童への地域子育て支援の一環として、お子さんの困り感に寄り添いながら今後も継続して実施します。

③就学相談

【所管：学務課】

事業内容	今後の取組の方向性
心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行います。子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。	心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて、今後も、保護者や子どもの立場に寄り添った就学相談に努めます。

④区立児童相談所における障害相談

【所管：相談課、援助課】

事業内容	今後の取組の方向性
子どもの養育に関する障害相談に応じます。	関係機関との連携を図り、安心して子どもを養育していく環境づくりを行います。

⑤特別支援教育

【所管：学務課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■就学奨励費</p> <p>特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。</p>	引き続き、特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、適正な助成に努めます。
<p>■専門家チームの派遣</p> <p>配慮を必要とする児童・生徒を支援するためには、学校の要請により医師・大学教授・臨床発達心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等で構成される専門家チームを学校に派遣して、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言します。</p>	引き続き、配慮を必要とする児童・生徒を支援するため、学校からの要請により、学校へ専門家チームを派遣し、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言を行います。
<p>■特別支援教室の全校実施</p> <p>通常学級に在籍し、情緒面の課題に対し、指導が必要と認められた児童・生徒は、学校を移動することなく、在籍校において巡回指導を受けることができます。</p>	引き続き、小学校・中学校の全校において実施していきます。

⑥医療的ケア児支援の充実

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■医療的ケア児支援関係機関連携会議</p> <p>医療的ケア児の支援に関する関係者間の連絡調整及び情報交換を行います。</p>	医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。
<p>■医療的ケア児コーディネーターの配置</p> <p>医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担い、情報提供や関係機関と連携します。</p>	医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。
<p>■医療的ケア児等コーディネーター支援事業</p> <p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している民間事業所へ助成します。</p>	地域における医療的ケア児等コーディネーターの活動の定着を促進するため、今後も継続して実施します。

施策の柱（2）教育の振興

施策項目1 インクルーシブ教育システムの推進

①保育園のインクルーシブ保育

【所管：子育て支援課、保育課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■巡回訪問</p> <p>全園を対象に、保育経験の豊富な職員が巡回訪問を実施します。</p>	引き続き、研修や巡回等を通じて、発達に心配のある子や障害児へのインクルーシブな保育環境の推進を支援していきます。
<p>■保育園発達支援コーディネーター育成研修、 ステップアップ研修</p> <p>発達に心配や障害のある園児への理解を深め、適切な保育への援助や保護者支援ができる職員の育成を目的に、認可私立・区立保育園を対象にした研修を実施します。</p>	
<p>■医療的ケア児の受け入れ</p> <p>集団保育が可能な医療的ケア児の保育園受け入れを行います。</p>	引き続き、ニーズや受け入れ体制を検討していきながら、医療的ケア児の受け入れを行っていきます。

②区立小・中学校のインクルーシブ教育

【所管：教育推進課、学務課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>区立小・中学校において日常的に医療的ケアが必要な児童等の受け入れ及び看護師派遣を実施します。なお、すくすくスクール学童クラブ登録においても、医療的ケア児や障害児への支援を行います。</p>	今後も保護者や学校と情報共有を図りながら、医療的ケア児の受け入れを行っていきます。また、円滑な就学に向けて必要な相談・支援を行います。

コラム

8

副籍交流

都立特別支援学校小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的（行事等への参加等）・間接的（学校便り等の交換等）な交流を行っています。

基本目標5 就労と生きがいづくり

現状と課題

障害のある方の就労支援は、社会参加や経済的自立にも通ずる施策です。障害のある方がいきいきと働き続けるためには、自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果では、就労しやすくなるための支援は、「職場の障害理解についての支援」「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」「仕事内容の調整（障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など）」「疾患や障害の特性に合った職業訓練」が必要なものとして上位に挙げられており、就労開始時等において、就労先や働き方に関して障害特性に応じた丁寧な支援が必要とされていることがうかがえます。また、これらの取り組みは、就職後の就労定着にもつながる要素となっています。

今般、国の就労支援施策は大きな改正があり、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による就労ニーズの把握や能力、適性の評価及び就労開始後の配慮事項などの整理）の手法を活用した「就労選択支援」の開始が予定されています。

また、一般企業就労中に就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることも改正に盛り込まれ、さらに、重度障害者の就労機会の拡大のため、一般企業における障害者雇用の実雇用率算定について、週10時間以上20時間未満の重度障害者を算定できるように改正されます。

このような就労支援施策改正に沿った具体的な就労支援の整備を進めていくことが課題となっています。

また、余暇活動の状況では、計画策定のためのアンケート調査結果によると、今後取り組んでみたい活動として、「スポーツ」「音楽（合唱・楽器演奏等）」「電子機器を用いて行う娯楽（eスポーツ・電子ゲーム等）」「パソコン講習」「美術（絵画・陶芸等）」が上位を占めています。「スポーツ」においては、区では、東京2020大会のレガシーとして「東京2020パラリンピック22競技“できる”宣言」をしており、区内スポーツ施設で各競技に取り組める環境を整えています。

一方、19歳以上の年齢層で約4割が、「スポーツを行いたいと思うができない。」と答えており、その要因を追求し整理するとともに、スポーツだけでなく、気軽に様々な文化活動に取り組める環境を整えていくことが課題となっています。

施策の柱（1）雇用・就業の推進

施策項目1 総合的な就労支援

①障害者就労相談事業

【所管：障害者福祉課、保健予防課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■就労支援フェアの開催</p> <p>障害者の就労支援と企業における雇用促進を目的に、講演会や面接会、施設紹介コーナーの設置等を行います。</p>	企業の障害者雇用に関する理解を深めるとともに、障害者の雇用を一層推進していくために、継続して実施します。
<p>■精神障害者就労支援</p> <p>就労を希望する精神障害者に対し、就労訓練事業所の紹介・関係機関への同行・求職活動への準備支援等を総合的に行います。</p>	障害者が安心して就労準備を行い、身近な地域において働き続けられるよう、地域の就労支援機関と連携しながら、継続的な職場定着支援を実施します。

②障害者就労訓練事業

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
区立障害者就労支援センターにおいて、一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる障害者に対して就労に関する支援を行います。	障害等のある方の自立と社会参加が促進されるよう的確な支援を継続して行います。

③障害就労支援ネットワーク事業

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けるよう、身近な地域において就労面、生活面の支援を一体的に支援することにより、障害者の自立と社会参加を進めています。	事業所で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、販売の場を広げ、工賃アップと交流・活動の機会を増やしていくことに取り組んでいます。

④障害者雇用優良企業表彰

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所を表彰し、その実績を広く周知します。	区内事業所への障害者雇用等の一層の促進を図るため、今後も継続して実施します。

⑤みんなの就労センターへの支援

【所管：福祉推進課】

事業内容	今後の取組の方向性
就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供するみんなの就労センターを支援することにより、就労の促進、生活感の充実、福祉の増進を図ります。	みんなの就労センターを継続的に支援することで、地域企業に対し、個々に沿った働き方や障害者雇用等の理解を促し、働く意欲のある人を就労に結びつける取り組みを推進します。

コラム

9

障害者雇用促進法の改正

平成 25 年(2013 年)に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成 28 年度(2016 年度)から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度(2018 年度)から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

令和 3 年(2021 年)3 月から法定雇用率が引き上げられ、民間 2.3%、国・地方公共団体等 2.6%、都道府県等の教育委員会 2.5% となっています。さらに、令和 5 年度(2023 年度)からの障害者雇用率は 2.7% と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和 5 年度(2023 年度)においては 2.3% で据え置き、令和 6 年度(2024 年度)から 2.5%、令和 8 年度(2026 年度)から 2.7% と段階的に引き上げることとされています。

令和 4 年(2022 年)障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日以降に順次施行されています。

コラム

10

ミラクルマルシェ



江戸川区就労支援ネットワーク事業の一環として、障害のある方の自立と社会参加の促進、自主生産品の販路拡大、利用者の工賃アップを目的に、江戸川区役所前などで定期的に「ミラクルマルシェ」を開催しています。

<販売>

- | | | |
|-------|----------|-----------|
| ○定例販売 | 江戸川区役所前庭 | 毎月第 3 木曜日 |
| | 葛西区民館 | 毎月第 2 木曜日 |
| | 東部区民館 | 毎月第 4 木曜日 |
| ○その他 | 各種イベント | |

<内容>

- ・季節の花、きくらげ、しいたけ、野菜
- ・ポップコーン、クッキー、パウンドケーキ、弁当、パン、味噌
- ・コーヒー、紅茶
- ・和雑貨、陶芸製品、革製品

施策の柱（2）文化芸術活動・スポーツの振興

施策項目1

社会環境の整備

①パラスポーツへの支援

【所管：スポーツ振興課、障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■東京 2020 パラリンピック 22 競技 “できる”宣言</p> <p>東京 2020 パラリンピックで実施された 22 競技について、区内での実施環境を整備・促進します。</p>	ハード面での実施環境は整っているため、ソフト面の実施環境を充実していきます。
<p>■パラスポーツクラブえどがわ（旧・オランダクラブ）</p> <p>障害者が安定的・継続的に運動できる場の創設を目的に区内スポーツ施設等において教室事業を定期的に実施します。</p>	障害者のニーズに合った教室を増やしていきます。
<p>■EDORIKU パラ陸上教室</p> <p>下肢障害がある車いす利用者と立位での自走可能な身体障害者を対象とした陸上教室を実施します。</p>	参加者の中心は車いす利用者のため、立位での自走可能な身体障害者の参加者を増やしていきます。
<p>■アクティブ KIDS スポーツクラブ</p> <p>障害児が幼少期からスポーツを体験し、魅力を知ることで、生涯を通じてスポーツを実施するための習慣を身につけます。</p>	周知を強化し、参加者数アップを図っていきます。
<p>■パラスポーツフェスタえどがわ</p> <p>複数のパラスポーツ体験やアスリートのトークショーなどによる来場者型イベントです。</p>	より多くの区民が参加するよう周知を強化していきます。
<p>■出前パラスポ体験！</p> <p>パラスポーツの魅力を伝えるため区内小・中学校、福祉施設等を対象にパラスポーツの体験会やパラアスリートによる講演会を実施します。</p>	より多様な区民が体験できるよう対象の幅を広げていきます。
<p>■パラスポーツ初心者教室</p> <p>身体障害のためにスポーツや運動の実施に不安がある区民に対し、健康運動指導士や理学療法士等が区民に適切な運動の紹介や情報の提供を行います。</p>	身体障害のある区民に対して、継続的に運動する機会を提供します。

事業内容	今後の取組の方向性
<p>■江戸川区長杯ボッチャ交流大会 障害の有無を問わずに参加できるボッチャの大会を通じて、子ども、熟年者、障害者、外国人などあらゆる区民が同一競技を実施することで、相互理解と交流を深めます。</p>	より多様な区民が参加できるよう周知を強化していきます。
<p>■江戸川区総合体育祭区民大会（春季・秋季） 区民大会の部門に障害者部門を設立しました。</p>	一部の団体で実現していますが、今後更に実施団体を増やしていきます。
<p>■障害者スポーツ大会への助成 心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。</p>	すべての人が平等に参加していただける形での実施を検討していきます。

コラム

11 パラスポーツへの支援

区では誰もがスポーツを気軽にできる共生社会の実現を目指し、パラスポーツの支援を行っています。障害のある方が運動やスポーツを楽しめる環境づくり、パラスポーツの普及啓発活動、そして区のパラスポーツ振興を支える人材育成を柱として事業を展開しています。

運動やスポーツを楽しめる環境づくり

東京 2020 パラリンピック競技大会 22 競技“できる”宣言として区内で各競技に取り組める環境整備や障害のある方を対象としたパラスポーツ教室を定期的に開催しています。



EDORIKU パラ陸上教室

パラスポーツの普及啓発活動

各種パラスポーツが体験できるパラスポーツフェスタえどがわや区内小中学校、福祉施設等を対象としたパラスポーツ体験会やパラアスリートによる講演会などを実施しています。



パラスポーツフェスタえどがわ

パラスポーツを支える人材の育成

区主催の初級パラスポーツ指導員養成講習会を実施し、資格取得者をえどがわパラスポーツアンバサダーとして登録するなど人材育成事業と実施しています。



区のパラスポーツ情報は江戸川区スポーツ情報サイト「えどすぽ！」で

②パラアートフェアえどがわ

【所管：スポーツ振興課】

事業内容	今後の取組の方向性
区立小・中学校の知的障害特別支援学級の在籍児童・生徒、区内特別支援学校の在籍児童・生徒がスポーツをテーマに制作したアート作品の展示会を実施します。	障害のある児童・生徒がアート作品の制作活動を通じてスポーツへの関心を高めることで、スポーツ実施につなげることを目的として実施していきます。

③障害者作品展への助成

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
心身障害者（児）の作品展を集めた展示会に対し助成します。	心身障害者（児）の日頃の成果の発表の場を提供するとともに、障害を持たない人への理解促進を図るため、今後も継続して実施します。

④芸術文化の鑑賞機会の提供

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
障害のある方とそのご家族に対して、芸術文化の鑑賞機会を提供します。	障害のある方とそのご家族が、芸術文化の感想を安心して楽しめるよう、今後も継続して実施します。

⑤点字図書の給付

【所管：障害者福祉課】

事業内容	今後の取組の方向性
主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害のある人に対して、点字図書を給付します。	利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。

⑥農福連携事業

【所管：産業経済課】

事業内容	今後の取組の方向性
区民農園に専用区画を設置し障害者の自信の創出や生きがいづくりの場を提供します。	農業体験を通じた交流と、生きがいづくりや健康増進等を促進するため、今後も継続して農園での作業機会を提供します。

コラム 12

区立小・中学校特別支援学級の文化芸術活動

区立小学校特別支援学級において、区民の方に特別支援教育の理解を広める機会として、「連合展覧会」で児童の作品展示を行っています。また、区立中学校特別支援学級において、生徒の日頃の学習の成果を発表する場として、「連合学芸発表会」を行っています。

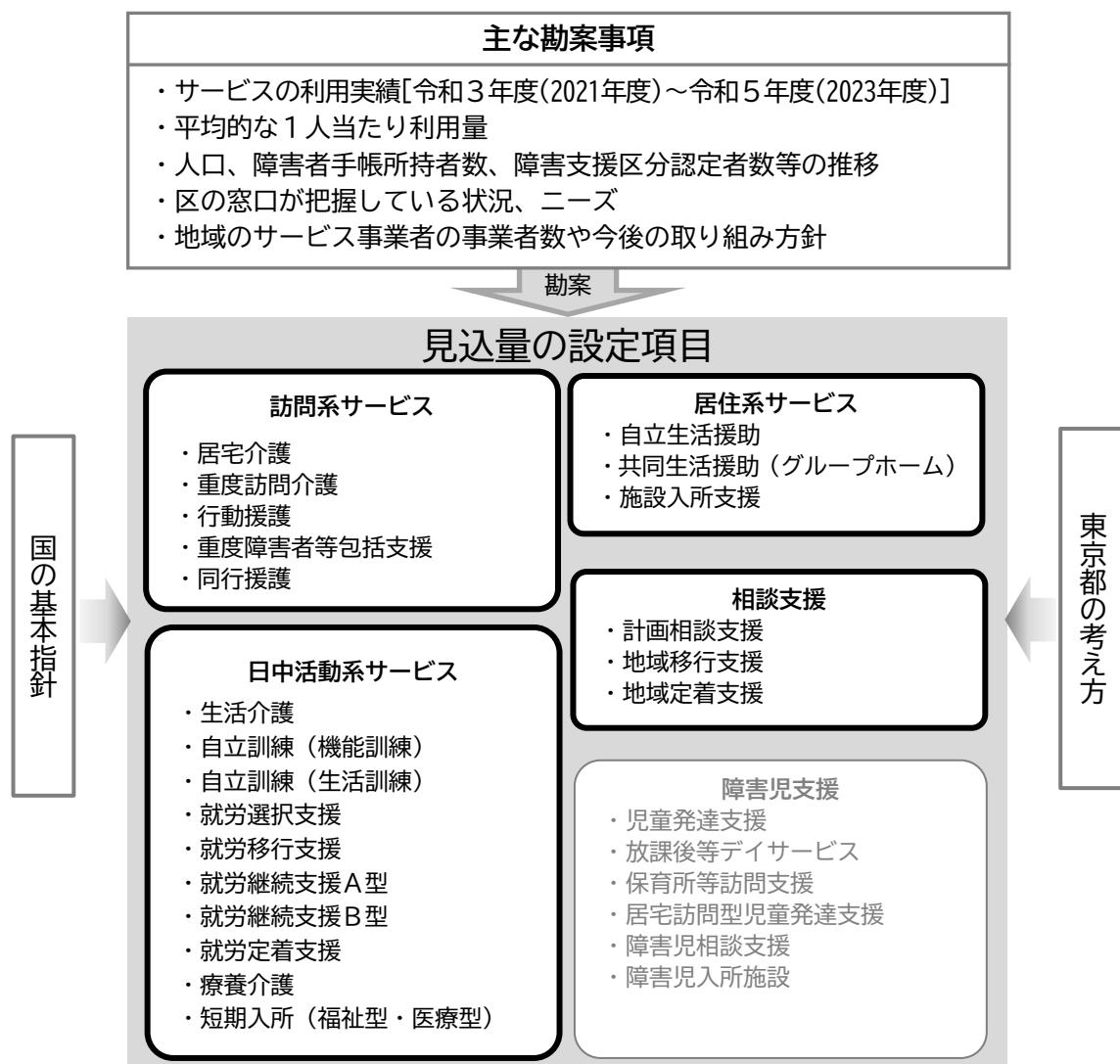
第4章 第7期江戸川区障害福祉計画

1 概要

本計画では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

今後必要なサービス量については、国の基本指針や東京都の考え方を踏まえ、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)のサービス利用実績に基づき、障害者手帳所持者数の推移、地域のサービス事業者の今後の取り組み方針等を勘案しながら、見込量を設定しています。

<障害福祉サービスの種類の一覧>



本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」、地域の実情を踏まえ、第7期江戸川区障害福祉計画、第3期江戸川区障害児福祉計画における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

2 成果目標

成果目標	国の基本指針に定める目標		基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標			
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	令和8年度(2026 年度)末時点で、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数の6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。		令和4年度 (2022 年度)末 施設入所者数 428 人	—	5人			
	令和8年度(2026 年度)末時点で、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数を5 %以上削減することを基本とする。			—	428 人			
	数値目標の考え方 ・ 区の実情である障害者本人及び家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能を強化するとともに、入所施設の専門的支援については、真に必要とする方のニーズを勘案して定めます。 【参考】 ・ 東京都の入所施設定員の考え方 都内の実情を踏まえ、平成17年(2005年)10月1日現在の入所施設定員数を超えないことを目標とする。		○令和8年度(2026 年度)末までに地域生活に移行する人数は、3年間の実績値から設定 ○令和8年度(2026 年度)時点において428 人を維持					
	施設入所支援 (各年度3月分)	令和3年度 (2021 年度) 426 人	令和4年度 (2022 年度) 428 人	令和5年度 (2023 年度) 428 人	令和8年度 (2026 年度)目標 428 人			
地域包括ケアシステムの構築 精神障害にも対応した	令和8年度(2026 年度)における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3 日以上とすることを基本とする。		国的基本指針で示されている目標値については、都道府県で定めることとされておりますが、区では連携を取りながら、各種サービスの目標を定めの充実等により引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。 保健、医療、福祉、介護、当事者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を年2回開催し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。					
	令和8年度(2026 年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。							
	精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点の退院率)							
精神障害者の 各サービスの目標値	<参考> (各年度3月分)							
	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和8年度 (2026 年度)目標				
	地域移行支援	11 人	9 人	16 人	14 人			
	地域定着支援	80 人	59 人	76 人	88 人			
	共同生活援助	206 人	235 人	267 人	337 人			
	自立生活援助	52 人	50 人	53 人	56 人			

成果目標	国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
地域生活支援の充実	令和8年度(2026年度)末までの間に、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。	面的整備型 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりを具現化		
	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	○支援ニーズを把握 ○基幹相談支援センター、相談支援事業所、発達障害支援センター等と連携・協働した支援体制を整備		
福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度(2026年度)中に、一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	令和3年度(2021年度) 一般就労移行者数 104人	1.28 倍	133人
	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	令和3年度(2021年度) 就労移行支援事業の 一般就労移行者数 96人	1.31 倍	125人
	令和8年度(2026年度)中に、就労継続支援A型の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上とする。	令和3年度(2021年度) 就労継続支援A型の 一般就労移行者数 4人	1.29 倍	5人
	令和8年度(2026年度)中に、就労継続支援B型の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。	令和3年度(2021年度) 就労継続支援B型の 一般就労移行者数 4人	1.28 倍	5人
	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	令和3年度(2021年度) 実績 9事業所/14事業所 64.3%	5割 以上	継続
	令和8年度(2026年度)中に、就労定着支援事業の利用者数が令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	令和3年度(2021年度) 就労定着支援 事業利用者数 112人	1.41 倍	158人
	令和8年度(2026年度)中に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分とすることを基本とする。	令和3年度(2021年度) 実績 5施設/9施設 55.6%		継続
	数値目標の区の考え方	○国が定める目標値を基本としつつ、これまでの実績を踏まえて設定		

成果目標	国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度(2026 年度)末までに、基幹相談支援センターを設置とともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。			令和8年度(2026 年度)末までに体制確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。			令和8年度(2026 年度)末までに体制確保
取組に係る体制の構築 障害福祉サービス等の質を 向上させるための	令和8年度(2026 年度)末までに、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。			障害福祉サービス事業者及び 相談支援事業所への指導助言等を 継続実施

3 障害福祉サービスの見込量と方策

障害のある方へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図ることを目的として、本区では次のとおり、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各サービスの計画値を設定します。計画値は、過去3年間（令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)）の実績値の傾向から見込量を算出した上で、計画策定のためのアンケート調査（令和4年度(2022年度)実施）の結果に基づく障害のある方等のニーズ、国の基本指針を勘案して設定をしています。

※各サービスの事業所数は、令和6年(2024年)1月時点のものです。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの種類				
① 居宅介護		④ 重度障害者等包括支援		
② 重度訪問介護		⑤ 同行援護		
③ 行動援護				

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」等があります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：時間)	13,872	14,813	15,288	15,574	15,874	16,191
利用者数 (単位：人)	1,153	1,178	1,213	1,241	1,270	1,301

見込量確保の方策等
区内には、居宅介護事業所は現在 144 事業所あります。民間事業者等と連携して、必要なサービス見込量の確保に努めます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、日常生活全般に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：時間)	15,065	14,649	14,724	14,793	14,900	14,999
利用者数 (単位：人)	47	47	47	48	49	50

見込量確保の方策等

区内には、重度訪問介護事業所は現在 117 事業所あります。民間事業者等と連携して、必要なサービス見込量の確保に努めます。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：時間)	642	603	900	950	1,000	1,100
利用者数 (単位：人)	10	10	15	16	17	18

見込量確保の方策等

区内には、行動援護事業所は現在 14 事業所あります。強度行動障害への対応スキルの向上について、関係機関と連携して人材育成に取り組んでいくとともに、新たな事業所の参入を促進していきます。

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。現在、「重度訪問介護」等の他のサービスで支援を行っており、区内には事業所は無く、都内には1か所です。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：時間)	0	0	0	0	0	0
利用者数 (単位：人)	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策等

区内には、重度障害者等包括支援事業所は現在ありません。対応できる事業者や人材育成に取り組むとともに、新たな事業所の参入を促進していきます。

⑤ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：時間)	3,729	3,881	4,092	4,334	4,576	4,840
利用者数 (単位：人)	164	164	186	197	208	220

見込量確保の方策等

区内には、同行援護事業所は現在37事業所あります。民間事業者等と連携して、必要なサービス見込量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類	
① 生活介護	⑥ 就労継続支援A型
② 自立訓練（機能訓練）	⑦ 就労継続支援B型
③ 自立訓練（生活訓練）	⑧ 就労定着支援
④ 就労選択支援	⑨ 療養介護
⑤ 就労移行支援	⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	20,124	22,586	23,129	24,541	26,053	27,660
利用者数 (単位：人)	1,124	1,186	1,266	1,341	1,421	1,506

※人日分…「月間の利用人数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」

見込量確保の方策等
区内には、生活介護事業所は現在 22 事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	49	100	77	77	77	77
利用者数 (単位：人)	5	8	6	6	6	6

見込量確保の方策等

区内には、自立訓練（機能訓練）事業所は現在1事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	880	892	1,141	1,261	1,381	1,501
利用者数 (単位：人)	47	56	72	80	88	96

見込量確保の方策等

区内には、自立訓練（生活訓練）事業所は現在3事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

④ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

1月当たりの数値（各年度の3月分）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	第7期計画から新設			—	17	33

見込量確保の方策等

令和7年度(2025年度)から施行が予定されている事業のため、指定事業所や利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	4,487	4,629	5,250	5,588	5,947	6,330
利用者数 (単位：人)	259	269	302	321	341	362

見込量確保の方策等

区内には、就労移行支援事業所は現在17事業所あります。区立障害者就労支援センターと連携を強化しながら、一般就労に向けた支援に努めます。

⑥ 就労継続支援A型

利用者と事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	2,684	2,851	3,020	3,264	3,556	3,906
利用者数 (単位：人)	147	154	167	179	194	212

見込量確保の方策等

区内には、就労継続支援A型事業所は現在5事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

⑦ 就労継続支援B型

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	16,246	17,799	18,544	19,318	20,097	20,881
利用者数 (単位：人)	1,004	1,066	1,135	1,188	1,241	1,294

見込量確保の方策等

区内には、就労継続支援B型事業所は現在39事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

⑧ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、企業や自宅等へ訪問等を行い、連絡調整や指導・助言等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	112	150	162	180	199	219

見込量確保のための方策等

区内には、就労定着支援事業所は現在10事業所あります。利用者の状況を確認しながら適切なサービス提供を行います。

⑨ 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	55	57	57	59	61	63

見込量確保のための方策等

区内には、療養介護事業所は現在ありません。必要に応じて、近隣地域に設置されている事業所と連携しながら支援に努めます。

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。短期入所は、福祉型（障害者支援施設等において実施）と医療型（病院、診療所等において実施）の2つがあります。

【福祉型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	1,691	2,056	1,740	1,740	1,740	1,740
利用者数 (単位：人)	120	159	124	124	124	124

見込量確保の方策等
区内には、短期入所（福祉型）事業所は8事業所あります。サービス提供体制の充実のために、事業者の新規参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

【医療型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	78	111	66	108	168	270
利用者数 (単位：人)	15	18	11	18	28	45

見込量確保の方策等
区内には、短期入所（医療型）事業所は現在ありません。近隣地域に設置されている事業所と連携しながら支援に努めるとともに、事業者の新規参入促進及び人材育成に取り組んでいきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類	
① 自立生活援助	③ 施設入所支援
② 共同生活援助（グループホーム）	

① 自立生活援助

障害のある方の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等必要な支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	57	61	64	65	66	67

見込量確保の方策等
区内には、自立生活援助事業所は8事業所あります。引き続き、ニーズの把握に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	611	663	704	749	799	859
うち、 区分4以上 (単位：人)	241	253	255	260	265	270

見込量確保の方策等
区内には、共同生活援助（グループホーム）事業所は132事業所あります。引き続き、重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	426	428	428	428	428	428

見込量確保のための方策等

区内には、施設入所支援事業所は2事業所あります。引き続き、グループホーム等での対応は困難等、施設入所が真に必要とされる方が、必要なサービスが受けることができるよう、サービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援

相談支援の種類	
① 計画相談支援	③ 地域定着支援
② 地域移行支援	

① 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた指定特定相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値（各年度の1月当たりの平均値 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	1,255	1,342	1,337	1,370	1,411	1,452

見込量確保の方策等

区内には、計画相談支援事業所は52事業所あります。引き続き、適切に相談支援事業所が利用できるよう、人材育成・体制の充実を図りつつ、今後の利用者数や事業所数の推移を注視していきます。

② 地域移行支援

障害者支援施設等福祉施設の入所者または精神科病院に入院している方が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

1月当たりの数値（各年度の1月当たりの平均値 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	11	10	12	13	14	15

見込量確保の方策等

区内には、地域移行支援事業所は8事業所あります。入所施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために相談関係機関と連携を図ります。

③ 地域定着支援

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した方等地域生活が不安定な方に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与します。

1月当たりの数値（各年度の1月当たりの平均値 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	94	71	91	95	99	103

見込量確保の方策等

区内には、地域定着支援事業所は9事業所あります。入所施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために相談関係機関と連携を図ります。

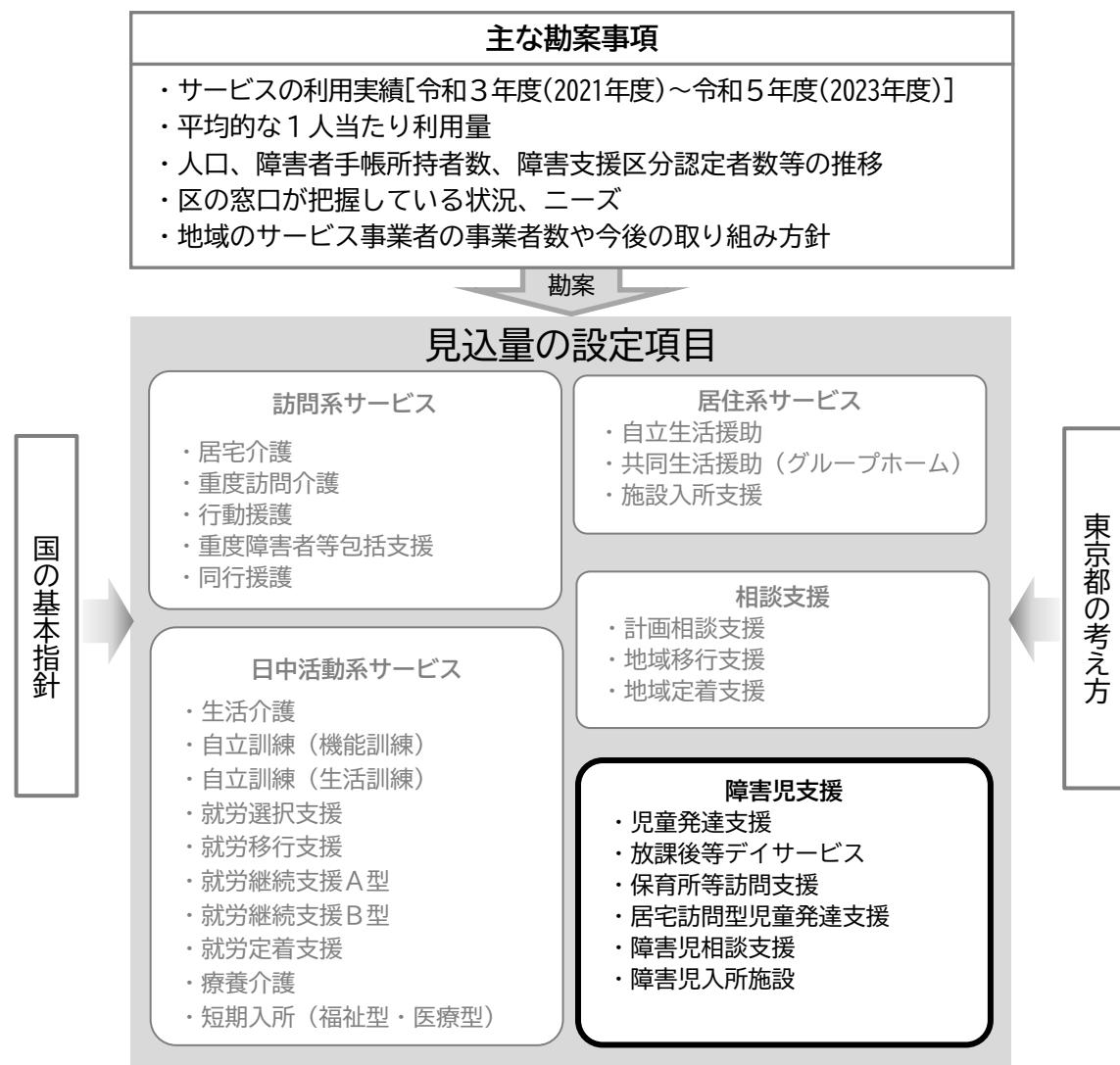
第5章 第3期江戸川区障害児福祉計画

1 概要

本計画では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

今後必要なサービス量については、国の基本指針や東京都の考え方を踏まえ、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)のサービス利用実績に基づき、障害者手帳所持者数の推移、地域のサービス事業者の今後の取り組み方針等を勘案しながら、見込量を設定しています。

<障害福祉サービスの種類の一覧>



本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」、地域の実情を踏まえ、第7期江戸川区障害福祉計画、第3期江戸川区障害児福祉計画における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

2 成果目標

成果目標	国の基本指針に定める目標	基準値A	数値目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 2か所	3か所
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月に区立児童発達支援センターを1か所増設	
	令和8年度(2026年度)末までに、区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 保育所等訪問事業利用者 49人	70人
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月に区立児童発達支援センターに併設する保育所等訪問事業を1か所増設	
	令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 児童発達支援7か所 放課後デイサービス4か所	児童発達支援 10か所 放課後デイ サービス 5か所
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月より区立児童発達支援センターで重症心身障害児の受け入れを開始	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援関係機関連携会議の開催回数	2回
	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	医療的ケア児コーディネーターの数	25人

3 障害児支援のサービスの見込量と方策

障害のある方へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図ることを目的として、本区では次のとおり、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各サービスの計画値を設定します。計画値は、過去3年間（令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)）の実績値の傾向から見込量を算出した上で、計画策定のためのアンケート調査（令和4年度(2022年度)実施）の結果に基づく障害のある方等のニーズ、国の基本指針を勘案して設定をしています。

※各サービスの事業所数は、令和6年(2024年)1月時点のものです。

障害児支援の種類					
① 児童発達支援		④ 居宅訪問型児童発達支援			
② 放課後等デイサービス		⑤ 障害児相談支援			
③ 保育所等訪問支援		⑥ 障害児入所支援			

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	8,311	8,804	8,321	8,321	8,321	8,321
利用者数 (単位：人)	1,106	1,173	1,169	1,169	1,169	1,169

見込量確保の方策等

区内には、児童発達支援事業所は41事業所あります。重症心身障害児、医療的ケア児の支援を行う事業所の開設を推進していきます。

② 放課後等デイサービス

特別支援学校、特別支援学級等に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	15,725	17,168	18,314	15,344	15,124	14,904
利用者数 (単位：人)	1,380	1,519	1,657	1,387	1,367	1,347

見込量確保の方策等

区内には、放課後等デイサービス事業所は61事業所あります。重症心身障害児、医療的ケア児の支援を行う事業所の開設を推進していくとともに、サービスの適正利用に努めます。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に、訪問支援員が保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	51	73	110	120	130	140
利用者数 (単位：人)	26	49	55	60	65	70

見込量確保の方策等

区内には、保育所等訪問支援事業所は5事業所あります。引き続き、ニーズの把握に努めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
サービス量 (単位：人日分)	18	16	15	15	15	15
利用者数 (単位：人)	3	3	3	3	3	3

見込量確保のための方策等

区内には、居宅訪問型児童発達支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

⑤ 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障害児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数 (単位：人)	408	460	540	540	540	540

見込量確保のための方策等

区内には、障害児相談支援事業所は45事業所あります。今後はサービス事業所と連携を図りながらサービスの充実に努めます。

⑥ 障害児入所支援

障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和5年度(2023年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉型利用者数 (単位：人)	6	6	5	6	7	6
医療型利用者数 (単位：人)	5	5	3	4	5	6

見込量確保のための方策等

区内には、障害児入所支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

第6章 地域生活支援事業

1 概要

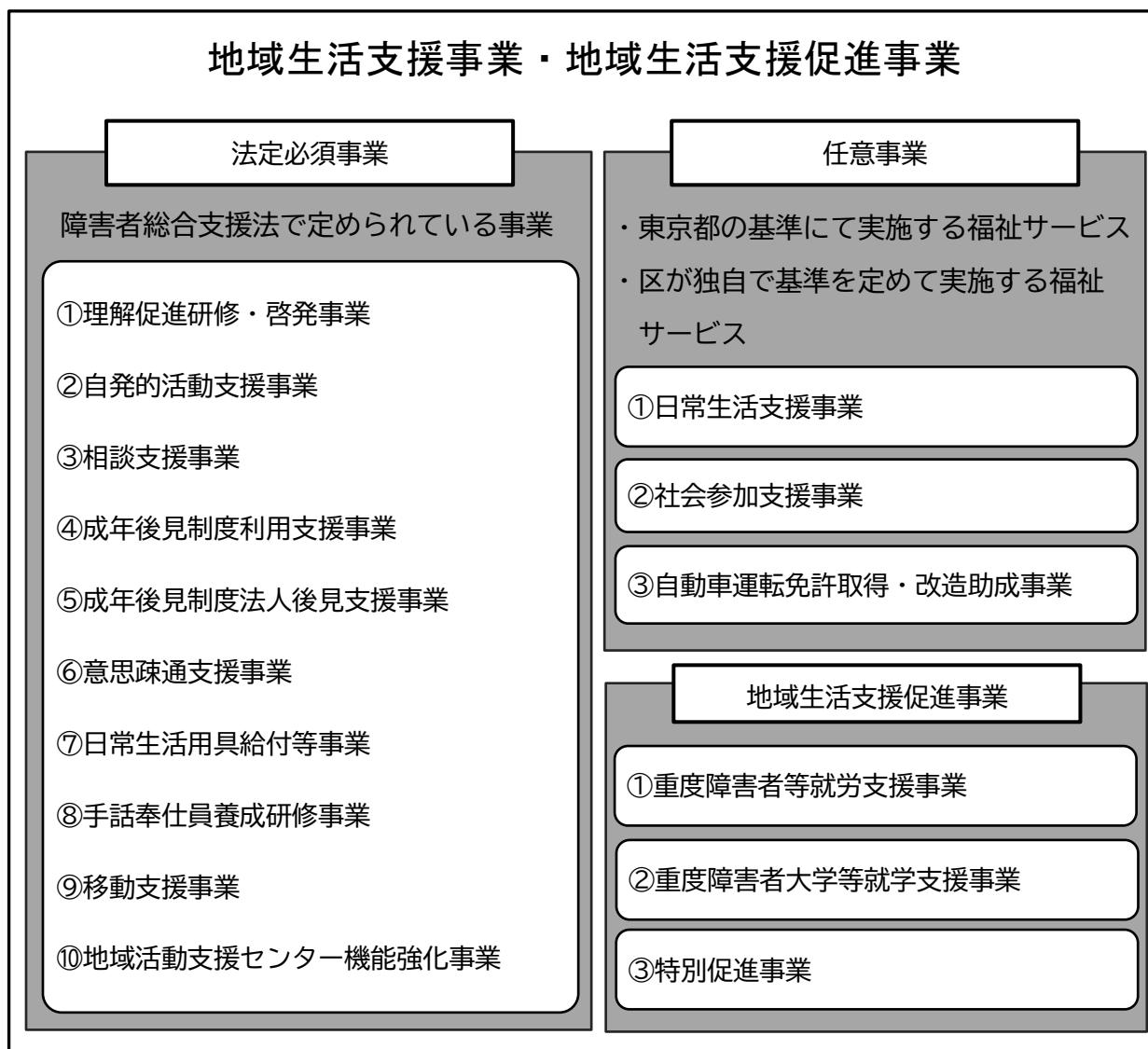
地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、区が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業は、地域生活支援事業の法定必須事業及び任意事業と地域生活支援促進事業で構成されており、障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、区民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

本計画では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における地域生活支援事業について、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)のサービス利用実績等を勘案して、その種類ごとに必要な量を見込みます。

※令和5年度(2023年度)実績値は、年度末見込の数値です。

<地域生活支援事業の構成>



2 地域生活支援事業計画及び見込量

(1) 法定必須事業（10事業）

① 理解促進研修・啓発事業

区民の方に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや講演会の開催、パンフレットの配付等）を行います。また、障害のある方の雇用促進及び啓発に向けて障害者就労支援・雇用フェアを実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族等、地域住民等が自発的に行う活動に対して、支援を行います。

(ア) ピアサポート

障害のある方やその家族等がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。

○家族交流会

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	48	48	48	48	48	48
参加者数	201	208	220	220	220	220

○酒害家族教室

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	22	24	23	24	24	24
参加者数	32	31	87	90	90	90

○酒害本人ミーティング

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	23	24	24	24	24	24
参加者数	81	93	93	95	95	95

第6章 地域生活支援事業

○精神家族講演会

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	1	1	2	2	2	2
参加者数	51	26	50	50	50	50

○リハビリ自主グループの支援

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間回数	—	1	2	2	2	2
参加者数	—	27	50	50	50	50

(イ) 障害者団体等の活動支援

障害者団体等が自発的に実施する講座・講演会、イベント等について、側面的な支援を行います。

③ 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、及び障害福祉サービスの利用支援等を行います。

【相談業務を行う窓口】

障害者福祉課 (身体障害・知的障害・精神障害)	葛西健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
発達相談・支援センター (発達障害 ^(注))	鹿骨健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者就労支援センター (身体障害・知的障害・精神障害)	小松川健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者支援ハウス (身体障害・知的障害)	なぎさ健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
中央健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動・相談支援センターかさい (身体障害・知的障害・精神障害)
小岩健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターえどがわ (精神障害)
東部健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターはるえ野 (精神障害)
清新町健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターこまつがわ (精神障害)

(注) 知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することや、相談支援事業者等に対して専門的指導・助言、研修等を実施し、相談支援機能を強化します。

(ウ) 精神障害者居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している精神障害のある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援をします。また、入居後も緊急に対応が必要な場合は関係機関との連絡調整、相談支援等を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
転宅者数	30	40	40	40	40	40
登録者数	64	64	60	60	60	60

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な知的障害のある方及び精神障害のある方に対し、その費用を助成することにより成年後見制度の利用を促進します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間助成件数	25	23	25	29	33	37

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において親族等の適切な後見人が得られない場合に、社会福祉協議会が、身近な地域において支援する法人として後見人、保佐人、補助人を区からの補助金を受け、受任する事業です。また、社会福祉協議会は、地域に根差した社会貢献型区民後見人を養成しています。

本事業の実施により、障害のある方の権利擁護を徹底していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(ア) 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

また、令和元年度(2019年度)よりリレーハンド話通訳者(ろう通訳者)の派遣を開始し、高齢のろう者など、健聴の手話通訳者が表す手話表現ではうまく意思疎通ができない方に、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の手話通訳者に加え、希望によりろうの手話通訳者を派遣します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	1,600	1,413	1,798	1,851	1,908	1,968
利用者数	156	153	178	196	193	190

(イ) 要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	73	66	57	63	61	62
利用者数	9	8	9	9	9	9

(ウ) 手話通訳者設置事業

区役所本庁舎での手続きや相談等で、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を設置します。また、令和4年度(2022年度)より遠隔手話通訳タブレットを導入し、開庁時はいつでも手話通訳を利用できる環境を整えました。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	247	107	139	123	123	123

⑦ 日常生活用具給付等事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マット等の障害者（児）の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等で、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	32	23	28	34	41	49

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障害のある方の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	152	112	132	154	180	210

(ウ) 在宅療養等支援用具（10品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計等の障害のある方の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	107	85	96	106	112	123

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭等の障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	174	123	149	179	215	258

(オ) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストーマ用装具等の障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	13,727	15,826	18,199	20,929	24,068	27,678

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害のある方の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	10	4	11	18	25	32

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（登録手話通訳者養成講座事業）

地域生活支援事業では手話奉仕員養成研修事業が法定必須事業となっていますが、区では平成19年度(2007年度)から手話通訳者の養成事業に注力するため、登録手話通訳者養成講座事業を実施しています。

手話通訳に必要な知識及び技術を習得した手話通訳者を養成するための講座を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座実施回数	280	280	280	280	280	280
修了者数	49	70	78	96	96	96

⑨ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方（児）の外出を支援します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間延べ時間数	164,196	176,255	184,000	184,000	184,000	184,000
利用者数	1,594	1,648	1,700	1,700	1,700	1,700

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方が、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動をすることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあわせて相談支援事業を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	4	4	4	5	6	6
登録者数	1,494	1,586	1,600	2,000	2,400	2,400

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	5	5	5	5	5	5
利用者数	276	287	296	306	316	327

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

日中活動及び基本的な相談の場として、個人の目的やニーズに応じた社会参加及び社会復帰の支援を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
箇所数	3	3	3	2	2	2
登録者数	163	183	180	150	150	150

(2) 任意事業

① 日常生活支援事業

(ア) 巡回入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	6,430	6,129	6,280	6,406	6,534	6,665
登録者数	83	79	79	81	82	84

(イ) 心の専門グループワーク事業

回復期にある精神障害者を対象に、原則2年を期限として、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

(ウ) 日中一時支援（日帰りショート）事業

在宅の心身障害者（児）の保護者または家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、支援を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間日数	367	375	404	424	445	467

(工) 精神障害者自立生活体験事業

病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息または一時的に家族支援が受けられない時等に安心して過ごせる専用居室が活用できます。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	490	521	550	550	550	550
登録者数	123	140	150	150	150	150

②社会参加支援事業

(ア) 障害者スポーツ大会の助成事業

心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

(イ) 心の交流スポーツ大会事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者の交流を図ります。

(ウ) 障害者作品展助成事業

障害のある方の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とともに、障害理解の促進を図るための作品展に対し、助成します。

(エ) ボランティア講座事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する方のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

(ア) 自動車運転教習費の助成事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	11	9	9	9	9	9

(イ) 自動車改造費の助成事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自ら運転する自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	7	8	8	8	8	8

(3) 地域生活支援促進事業

① 重度障害者等就労支援事業

重度障害者の就労機会の拡大を図るため、福祉施策と雇用施策が連携して、働く意欲のある障害者を支援します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	△	△	1	3	5	5

② 重度障害者大学等修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間において、必要な身体介護等を提供することで、重度障害者の社会参加を促進します。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数			1	3	5	5

③ 特別促進事業

(ア) 寝具乾燥消毒サービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	367	380	391	400	400	400
登録者数	71	78	80	90	90	90

(イ) 寝具水洗いサービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

	実績			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年間件数	94	106	125	130	130	130
登録者数	90	98	100	110	110	110

資料編

1 江戸川区の現況

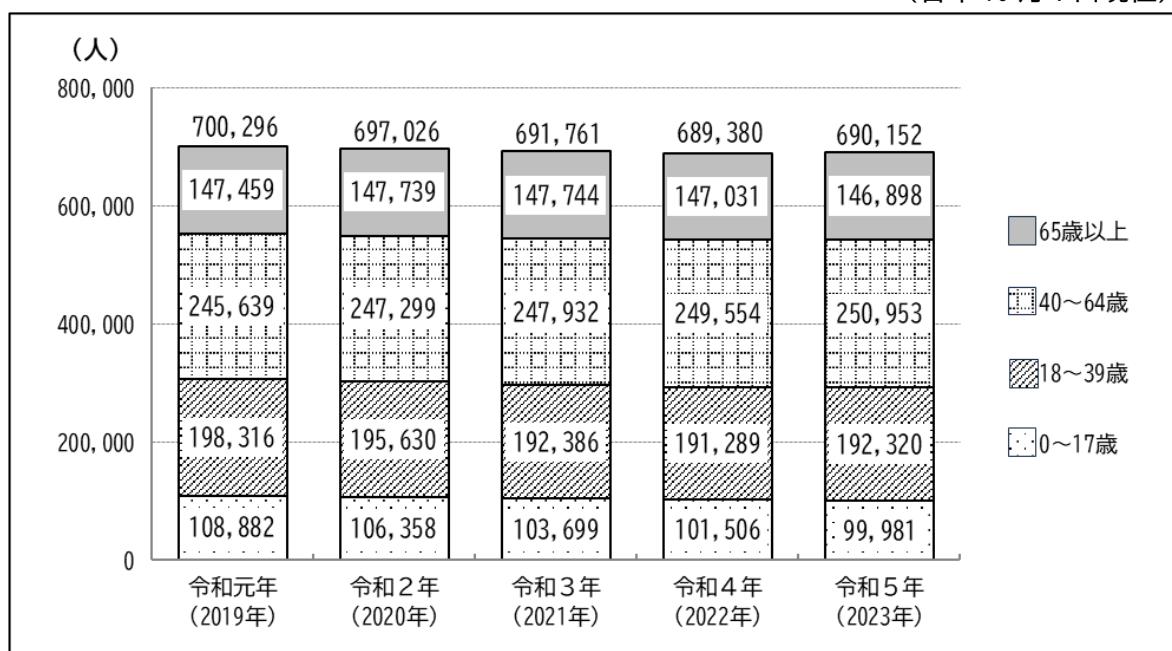
(1) 人口の推移

区の総人口は、令和5年(2023年)10月1日現在 690,152人となっており、令和元年(2019年)以降減少に転じています。

構成比では、0～17歳と18～39歳の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、40～64歳の割合は増加傾向、65歳以上の割合は横ばい傾向にあり、高齢化が進んでいます。

<区の総人口の推移>

(各年10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
実数	0～17歳	108,882	106,358	103,699	101,506	99,981
	18～39歳	198,316	195,630	192,386	191,289	192,320
	40～64歳	245,639	247,299	247,932	249,554	250,953
	65歳以上	147,459	147,739	147,744	147,031	146,898
	計	700,296	697,026	691,761	689,380	690,152
構成比	0～17歳	15.5%	15.3%	15.0%	14.7%	14.5%
	18～39歳	28.3%	28.1%	27.8%	27.7%	27.9%
	40～64歳	35.1%	35.5%	35.8%	36.2%	36.4%
	65歳以上	21.1%	21.2%	21.4%	21.3%	21.3%

※住民基本台帳登録者（外国人含む）

(2) 障害者手帳所持者数の推移

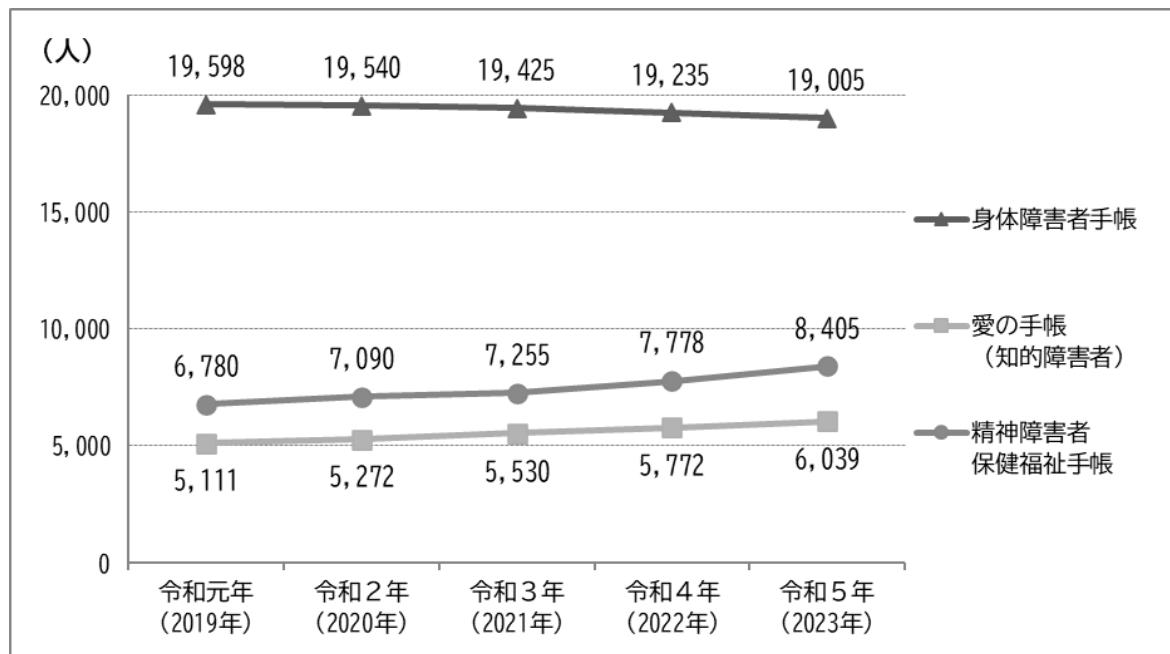
①障害者手帳所持者数（3障害）の推移

障害者手帳の所持者数は、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳が毎年増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年（2019年）に比べ124%と大きく増加しています。

構成比では、身体障害者手帳所持者が6割近くを占め、最も多くなっています。

<障害者手帳所持者数（3障害）の推移>

（各年10月1日現在）



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	人口	700,296	697,026	691,761	689,380	690,152
	対元年比	100.0%	99.5%	98.8%	98.4%	98.6%
	手帳所持者割合	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.8%
障害者手帳所持者	所持者数	31,489	31,902	32,210	32,785	33,449
	対元年比	100.0%	101.3%	102.3%	104.1%	106.2%
	構成比	62.2%	61.3%	60.3%	58.7%	56.8%
身体障害者手帳	所持者数	19,598	19,540	19,425	19,235	19,005
	対元年比	100.0%	99.7%	99.1%	98.1%	97.0%
	構成比	62.2%	61.3%	60.3%	58.7%	56.8%
愛の手帳 (知的障害者)	所持者数	5,111	5,272	5,530	5,772	6,039
	対元年比	100.0%	103.2%	108.2%	112.9%	118.2%
	構成比	16.2%	16.5%	17.2%	17.6%	18.1%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	6,780	7,090	7,255	7,778	8,405
	対元年比	100.0%	104.6%	107.0%	114.7%	124.0%
	構成比	21.5%	22.2%	22.5%	23.7%	25.1%

②身体障害者手帳所持者数の推移

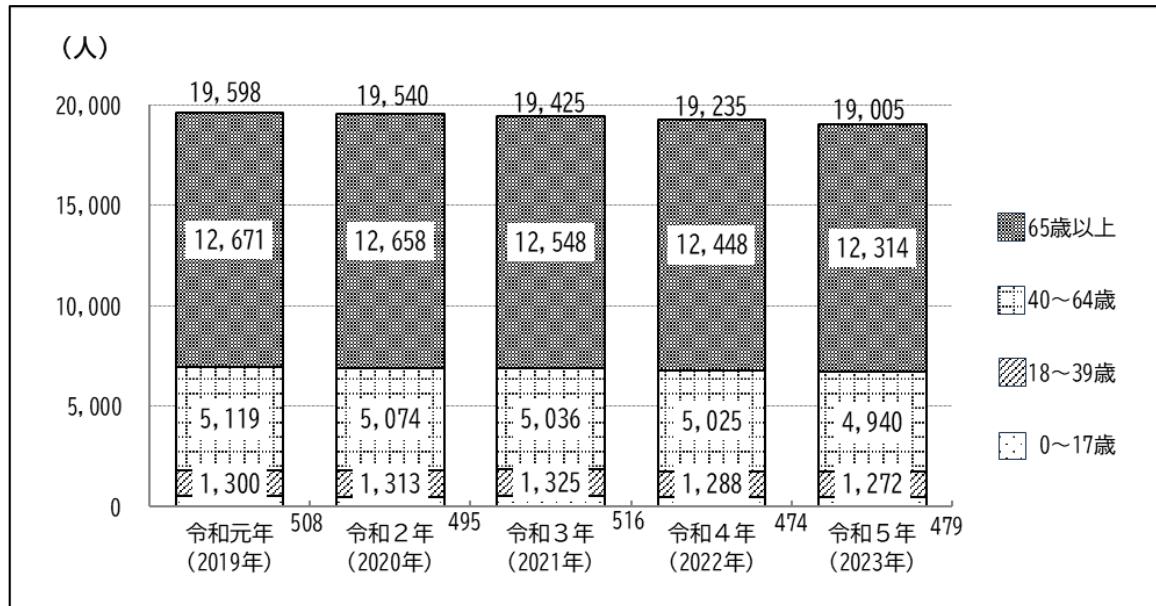
ア 年齢区分別

身体障害者手帳所持者数は、ここ数年、減少傾向で推移しており、令和5年(2023年)10月1日現在19,005人となっています。

年齢区分では、65歳以上が約65%を占めており、高齢化が顕著です。

<年齢区分別 身体障害者手帳所持者数>

(各年10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
実 数	0~17歳	508	495	516	474	479
	18~39歳	1,300	1,313	1,325	1,288	1,272
	40~64歳	5,119	5,074	5,036	5,025	4,940
	65歳以上	12,671	12,658	12,548	12,448	12,314
	計	19,598	19,540	19,425	19,235	19,005
構 成 比	0~17歳	2.6%	2.5%	2.7%	2.5%	2.5%
	18~39歳	6.6%	6.7%	6.8%	6.7%	6.7%
	40~64歳	26.1%	26.0%	25.9%	26.1%	26.0%
	65歳以上	64.7%	64.8%	64.6%	64.7%	64.8%

参考 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。障害の程度により、1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

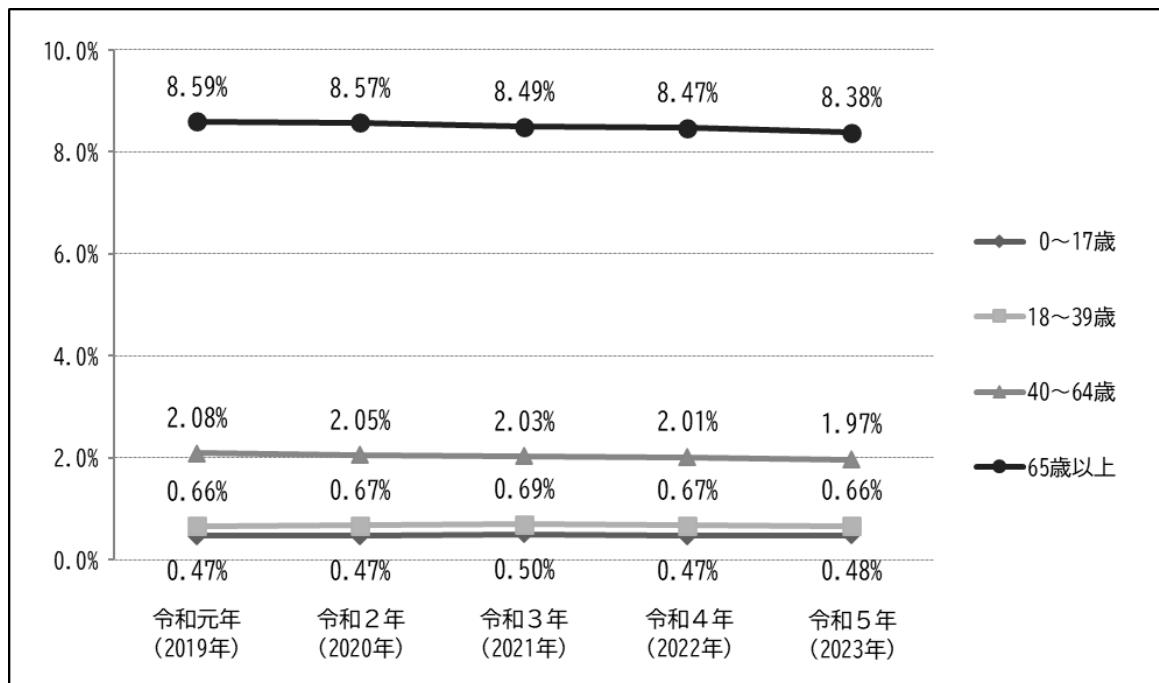
イ 対人口割合

令和5年(2023年)10月1日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は2.75%となっています。

年齢4区分別の対人口割合では、40～64歳及び65歳以上の区分は減少傾向で推移しています。

<対人口割合（年齢4区分別）>

(各年10月1日現在)



	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0~17歳	0.47%	0.47%	0.50%	0.47%	0.48%
18~39歳	0.66%	0.67%	0.69%	0.67%	0.66%
40~64歳	2.08%	2.05%	2.03%	2.01%	1.97%
65歳以上	8.59%	8.57%	8.49%	8.47%	8.38%
全体	2.80%	2.80%	2.81%	2.79%	2.75%

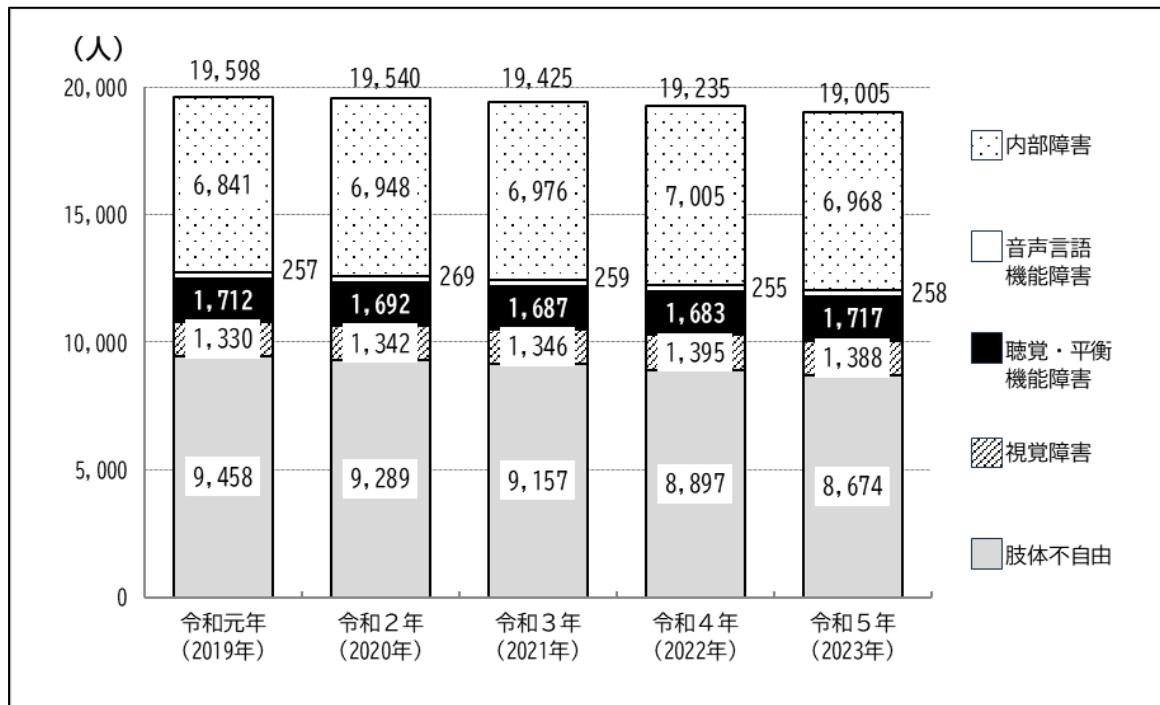
ウ 障害部位別

障害部位別では、肢体不自由は減少、内部障害は増加で推移しています。

構成比では、肢体不自由が45.6%を占め、続いて、内部障害が36.7%となっており、両障害を合わせると全体の8割以上を占めています。

<障害部位別 身体障害者手帳所持者数>

(各年10月1日現在)



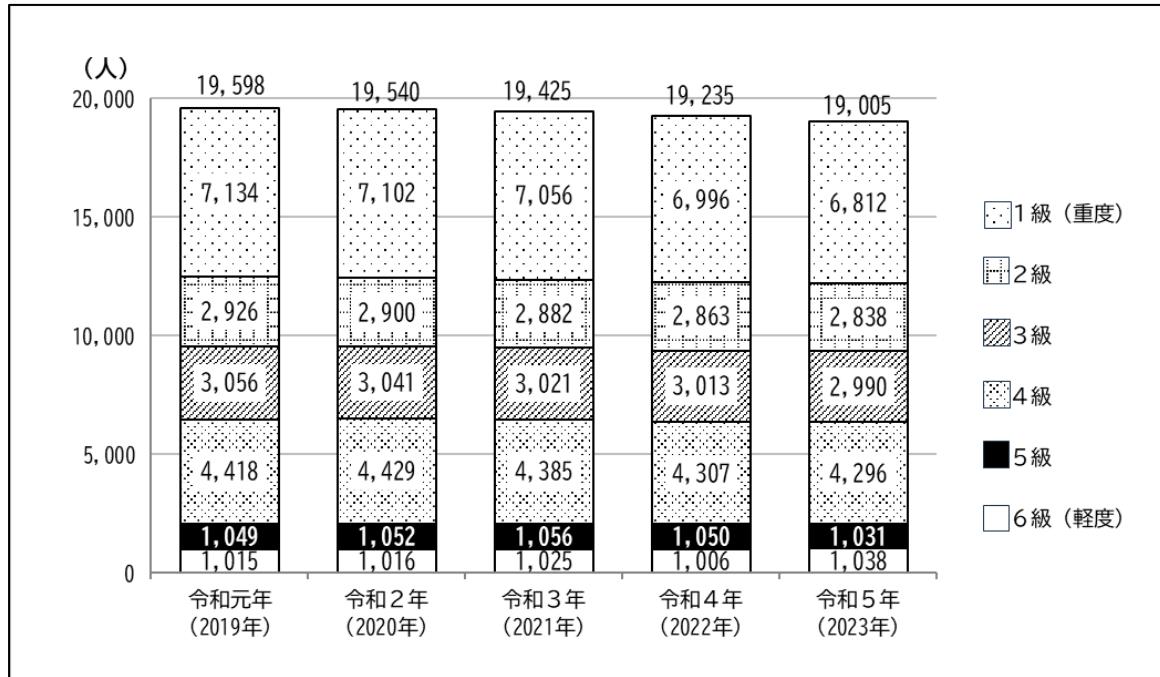
		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全 体	所持者数	19,598	19,540	19,425	19,235	19,005
	対元年比	100.0%	99.7%	99.1%	98.1%	97.0%
肢 体 不 自 由	所持者数	9,458	9,289	9,157	8,897	8,674
	対元年比	100.0%	98.2%	96.8%	94.1%	91.7%
	構 成 比	48.3%	47.5%	47.1%	46.3%	45.6%
視 覚 障 害	所持者数	1,330	1,342	1,346	1,395	1,388
	対元年比	100.0%	100.9%	101.2%	104.9%	104.4%
	構 成 比	6.8%	6.9%	6.9%	7.3%	7.3%
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	所持者数	1,712	1,692	1,687	1,683	1,717
	対元年比	100.0%	98.8%	98.5%	98.3%	100.3%
	構 成 比	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	9.0%
音 声 言 語 機 能 障 害	所持者数	257	269	259	255	258
	対元年比	100.0%	104.7%	100.8%	99.2%	100.4%
	構 成 比	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.4%
内 部 障 害	所持者数	6,841	6,948	6,976	7,005	6,968
	対元年比	100.0%	101.6%	102.0%	102.4%	101.9%
	構 成 比	34.9%	35.6%	35.9%	36.4%	36.7%

工 等級別

等級別では1級が最も多く、構成比でみると、35.8%を占めています。

<等級別 身体障害者手帳所持者数>

(各年10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全体	所持者数	19,598	19,540	19,425	19,235	19,005
	対元年比	100.0%	99.7%	99.1%	98.1%	97.0%
1級 (重度)	所持者数	7,134	7,102	7,056	6,996	6,812
	対元年比	100.0%	99.6%	98.9%	98.1%	95.5%
	構成比	36.4%	36.3%	36.3%	36.4%	35.8%
2級	所持者数	2,926	2,900	2,882	2,863	2,838
	対元年比	100.0%	99.1%	98.5%	97.8%	97.0%
	構成比	14.9%	14.8%	14.8%	14.9%	14.9%
3級	所持者数	3,056	3,041	3,021	3,013	2,990
	対元年比	100.0%	99.5%	98.9%	98.6%	97.8%
	構成比	15.6%	15.6%	15.6%	15.7%	15.7%
4級	所持者数	4,418	4,429	4,385	4,307	4,296
	対元年比	100.0%	100.2%	99.3%	97.5%	97.2%
	構成比	22.5%	22.7%	22.6%	22.4%	22.6%
5級	所持者数	1,049	1,052	1,056	1,050	1,031
	対元年比	100.0%	100.3%	100.7%	100.1%	98.3%
	構成比	5.4%	5.4%	5.4%	5.5%	5.4%
6級 (軽度)	所持者数	1,015	1,016	1,025	1,006	1,038
	対元年比	100.0%	100.1%	101.0%	99.1%	102.3%
	構成比	5.2%	5.2%	5.3%	5.2%	5.5%

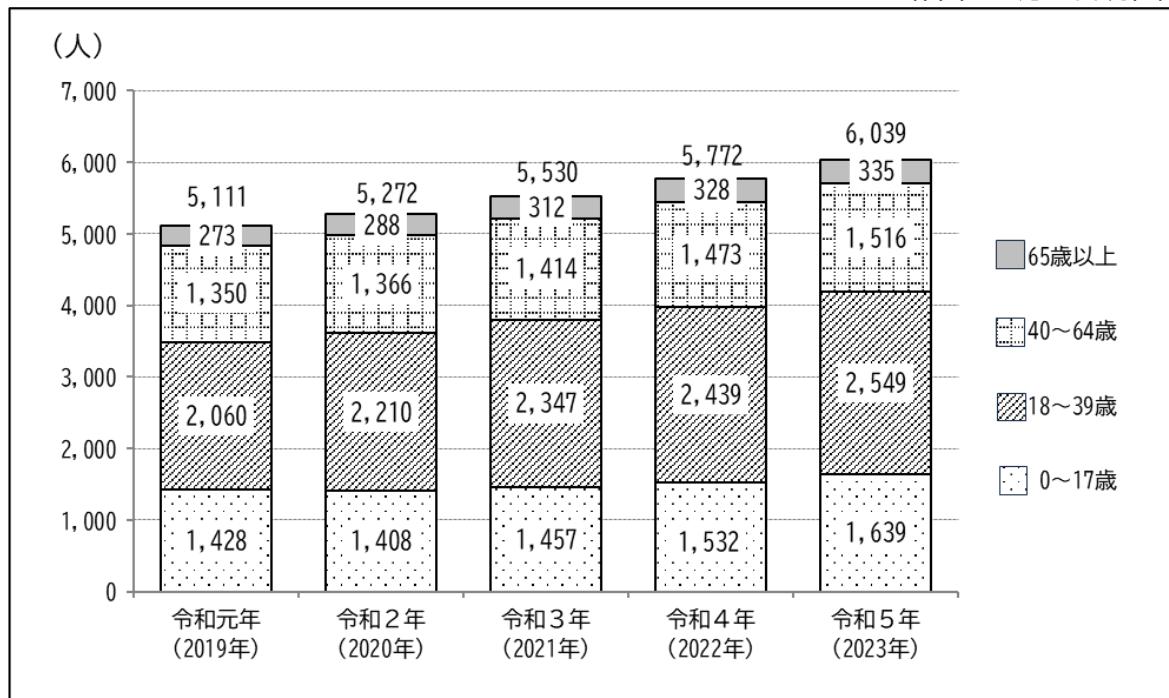
③愛の手帳所持者数の推移

ア 年齢区分別

愛の手帳所持者数は、毎年増加しており、令和5年(2023年)10月1日現在6,039人となっています。18～39歳の割合が4割以上を占め、最も多くなっています。

<年齢区分別 愛の手帳所持者数>

(各年10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
実数	0～17歳	1,428	1,408	1,457	1,532	1,639
	18～39歳	2,060	2,210	2,347	2,439	2,549
	40～64歳	1,350	1,366	1,414	1,473	1,516
	65歳以上	273	288	312	328	335
	計	5,111	5,272	5,530	5,772	6,039
構成比	0～17歳	27.9%	26.7%	26.3%	26.5%	27.1%
	18～39歳	40.3%	41.9%	42.4%	42.3%	42.2%
	40～64歳	26.4%	25.9%	25.6%	25.5%	25.1%
	65歳以上	5.3%	5.5%	5.6%	5.7%	5.5%

参考 愛の手帳

愛の手帳は、知的障害者であると判定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。障害の程度により、1度（最重度）から4度（軽度）までの区分があります。

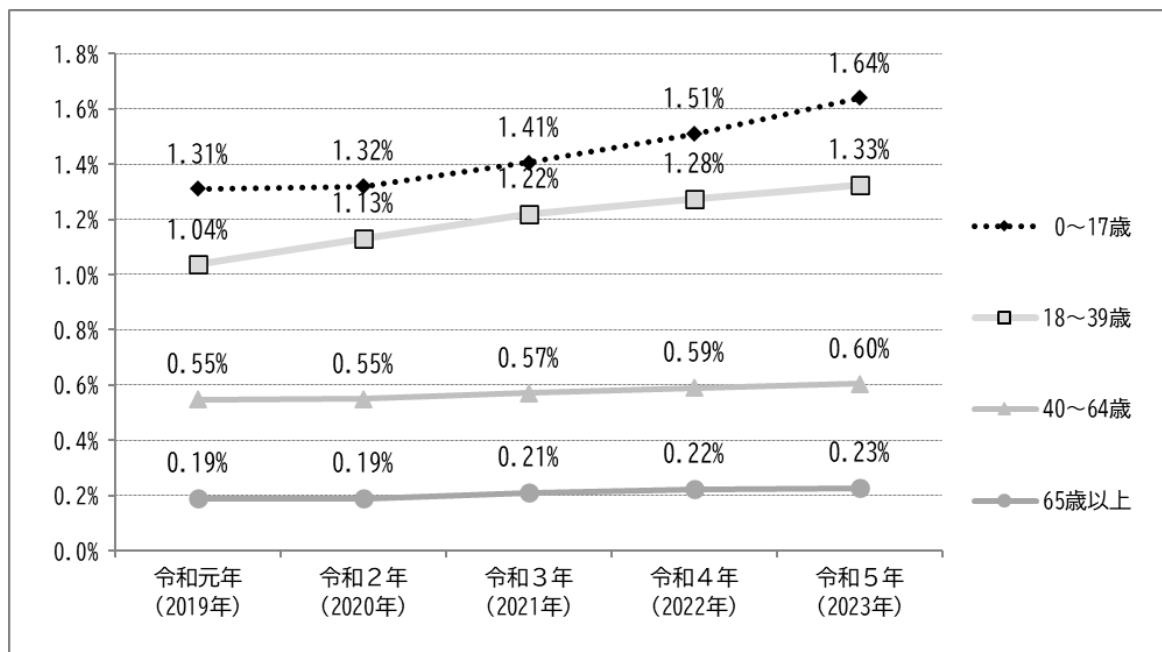
イ 対人口割合

令和5年(2023年)10月1日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は0.88%となっています。

年齢4区分別の対人口割合では、特に0~17歳および18~39歳の割合が大きく増加しています。他の年齢区分は、おおむね横ばいとなっています。

<対人口割合（年齢4区分別）>

(各年10月1日現在)



	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0~17歳	1.31%	1.32%	1.41%	1.51%	1.64%
18~39歳	1.04%	1.13%	1.22%	1.28%	1.33%
40~64歳	0.55%	0.55%	0.57%	0.59%	0.60%
65歳以上	0.19%	0.19%	0.21%	0.22%	0.23%
全体	0.73%	0.76%	0.80%	0.84%	0.88%

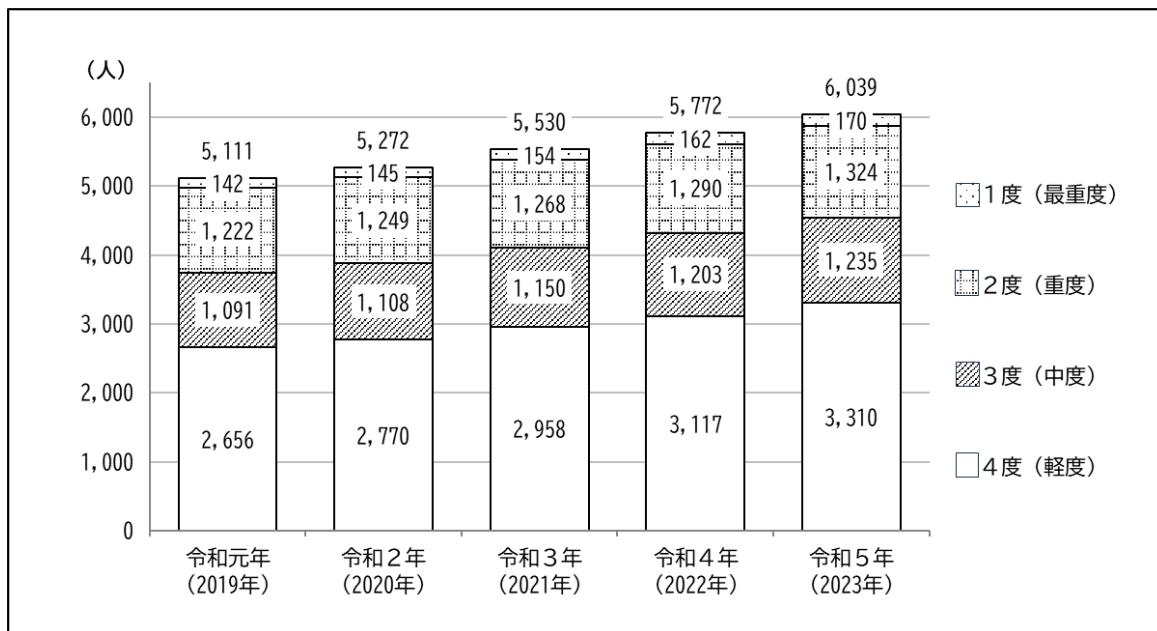
ウ 等級別

等級別では、全ての等級において増加傾向となっています。

構成比では、特に4度（軽度）の割合が増加しています。

<等級別 愛の手帳所持者数>

(各年10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全体	所持者数	5,111	5,272	5,530	5,772	6,039
	対元年比	100.0%	103.2%	108.2%	112.9%	118.2%
1度 (最重度)	所持者数	142	145	154	162	170
	対元年比	100.0%	102.1%	108.5%	114.1%	119.7%
	構成比	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
2度 (重度)	所持者数	1,222	1,249	1,268	1,290	1,324
	対元年比	100.0%	102.2%	103.8%	105.6%	108.3%
	構成比	23.9%	23.7%	22.9%	22.3%	21.9%
3度 (中度)	所持者数	1,091	1,108	1,150	1,203	1,235
	対元年比	100.0%	101.6%	105.4%	110.3%	113.2%
	構成比	21.3%	21.0%	20.8%	20.8%	20.5%
4度 (軽度)	所持者数	2,656	2,770	2,958	3,117	3,310
	対元年比	100.0%	104.3%	111.4%	117.4%	124.6%
	構成比	52.0%	52.5%	53.5%	54.0%	54.8%

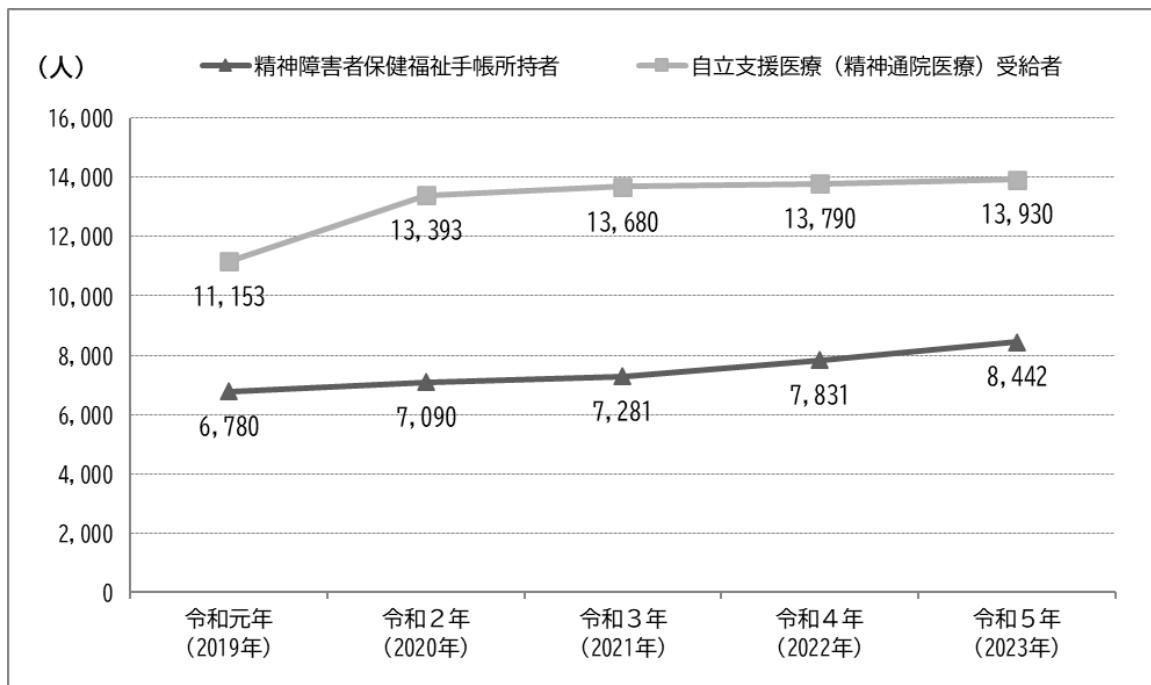
④精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

ア 全体の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、いずれも毎年増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年(2023年)10月1日現在8,442人となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数>

(各年10月1日現在)



	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神障害者保健福祉手帳所持者	6,780	7,090	7,281	7,831	8,442
自立支援医療(精神通院医療)受給者	11,153	13,393	13,680	13,790	13,930

参考 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。

手帳の取得により、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

参考 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）受給者とは、自立支援医療制度による「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を受けている方です。これは、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方の通院医療費の負担軽減を図るもので

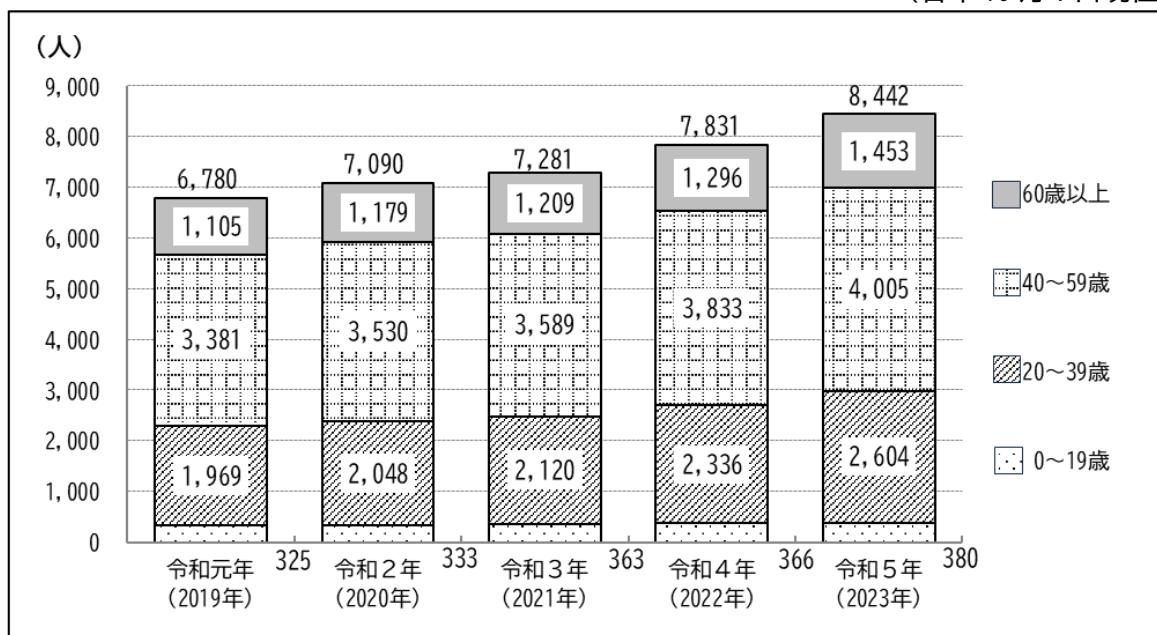
イ 年齢区分別

年齢区分別では、全ての年齢区分において、増加傾向で推移しています。

構成比では、40～59歳が約半数を占めています。

<年齢区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>

(各年 10月1日現在)



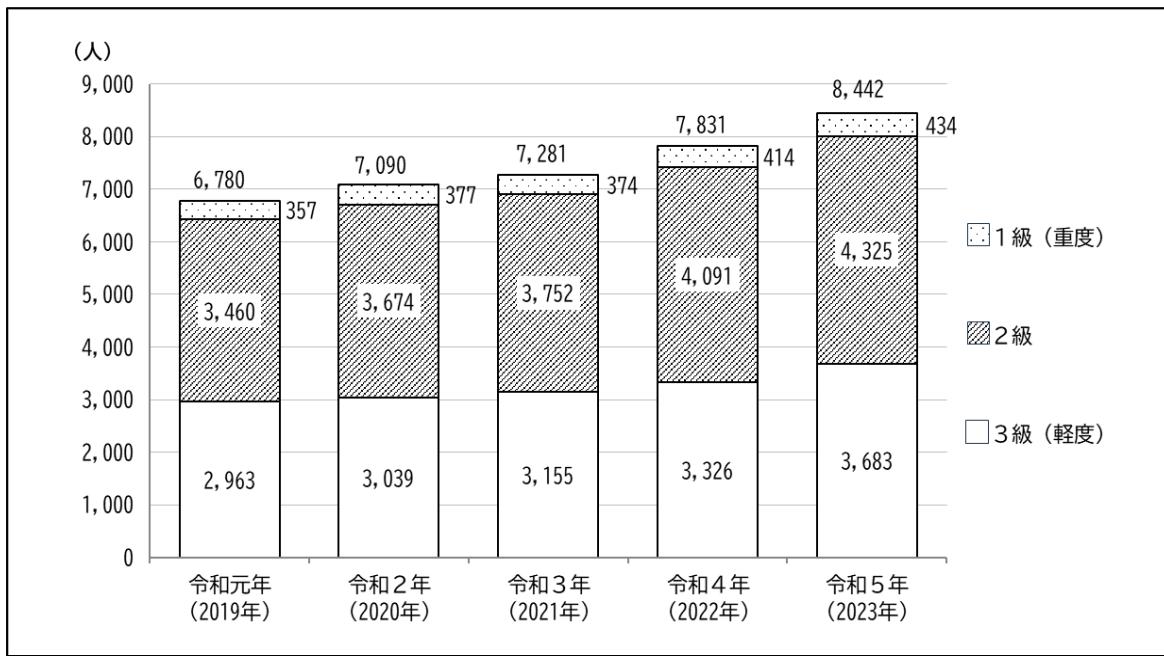
		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
実 数	0~19歳	325	333	363	366	380
	20~39歳	1,969	2,048	2,120	2,336	2,604
	40~59歳	3,381	3,530	3,589	3,833	4,005
	60歳以上	1,105	1,179	1,209	1,296	1,453
	計	6,780	7,090	7,281	7,831	8,442
構 成 比	0~19歳	4.8%	4.7%	5.0%	4.7%	4.5%
	20~39歳	29.0%	28.9%	29.1%	29.8%	30.8%
	40~59歳	49.9%	49.8%	49.3%	48.9%	47.4%
	60歳以上	16.3%	16.6%	16.6%	16.5%	17.2%

ウ 等級別

等級別では、2級が約半数を占め、最も多くなっています。続いて、3級が約4割を占めています。

<等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>

(各年 10月1日現在)



		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全体	所持者数	6,780	7,090	7,281	7,831	8,442
	対元年比	100.0%	104.6%	107.4%	115.5%	124.5%
1級 (重度)	所持者数	357	377	374	414	434
	対元年比	100.0%	105.6%	104.8%	116.0%	121.6%
	構成比	5.3%	5.3%	5.1%	5.3%	5.1%
2級	所持者数	3,460	3,674	3,752	4,091	4,325
	対元年比	100.0%	106.2%	108.4%	118.2%	125.0%
	構成比	51.0%	51.8%	51.5%	52.2%	51.2%
3級 (軽度)	所持者数	2,963	3,039	3,155	3,326	3,683
	対元年比	100.0%	102.6%	106.5%	112.3%	124.3%
	構成比	43.7%	42.9%	43.3%	42.5%	43.6%

(3) 障害のある方の実雇用率の推移

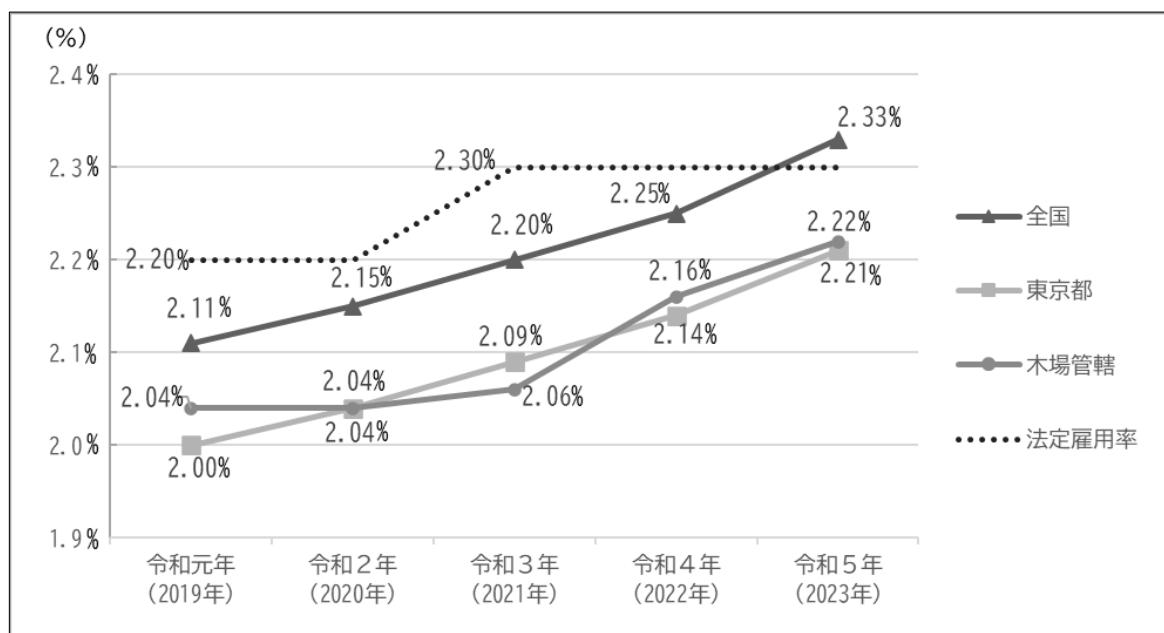
令和元年(2019年)以降の民間企業における実雇用率は上昇傾向にあります。

区内の令和5年(2023年)時点の実雇用率は1.91%で、ハローワーク木場管轄は2.22%となっており、東京都と同様に全国の2.33%よりも低くなっています。

全国の実雇用率は過去最高を更新し、法定雇用率達成企業の割合が5割を超えるました。東京都、ハローワーク木場管轄、区においては、令和5年(2023年)時点、法定雇用率の2.30%には達していません。

<民間企業における障害のある方の実雇用率の推移>

(各年6月1日現在)



	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全国	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%	2.33%
都	2.00%	2.04%	2.09%	2.14%	2.21%
木場管轄	2.04%	2.04%	2.06%	2.16%	2.22%

<法定雇用率>

対象となる法人等	法定雇用率	
	令和6年(2024年) 3月まで	令和6年(2024年) 4月より
民間企業（従業員数43.5→40.0人以上規模）	2.3%	2.5%
国、地方公共団体	2.6%	2.8%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%

※民間企業の範囲が、令和6年(2024年)4月から従業員数43.5人以上から40.0人以上に変わります。

2 計画策定にあたっての取り組み

(1) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査 (障害者・児)

令和4年(2022年)10月21日(金)～11月8日(水)

(2) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査 (医療的ケア者・児)

令和4年(2022年)11月1日(火)～11月25日(金)

(3) 江戸川区地域自立支援協議会

第1回 令和5年(2023年)6月7日(水)

第2回 令和5年(2023年)9月7日(木)

第3回 令和5年(2023年)11月13日(月)

第4回 令和6年(2024年)1月17日(水)

(4) 障害当事者・家族団体懇談会・・・7団体

令和5年(2023年)7月18日(火)～9月25日(月)

(5) 障害福祉サービス事業者懇談会・・・6団体

令和5年(2023年)7月6日(木)～8月21日(月)

(6) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会(地域生活継続課題)

令和5年(2023年)10月17日(火)

(7) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会(災害要配慮者支援)

令和5年(2023年)10月23日(月)

(8) 医療的ケア児支援関係機関連携会議

令和5年(2023年)11月15日(水)

(9) 意見募集(パブリック・コメント)

令和6年(2024年)2月1日(木)～3月1日(金)

3 計画策定のためのアンケート調査結果のポイント

(1) 調査目的

本調査は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、区内の障害や疾病のある方の実態や障害福祉サービス等に対する意向を把握するために実施した。

なお、アンケート調査名は「江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査」とした。

(2) 調査対象者及び回収状況

【障害者・児調査】

	調査対象者	発送数	回収数	回収率	本文中での表記
1	身体障害者手帳所持者	600 件	384 件	64.0%	身体障害
2	愛の手帳所持者	200 件	114 件	57.0%	知的障害
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	250 件	142 件	56.8%	精神障害
4	難病手当受給者	100 件	63 件	63.0%	難病
5	児童通所受給者証所持者	100 件	67 件	67.0%	児童通所
6	重症心身障害児・者	87 件	62 件	71.3%	重症心身障害
合 計		1,337 件	832 件	62.2%	

【医療的ケア者・児調査】

調査対象者	発送数	回収数	回収率	本文中での表記
医療的ケア者・児	163 件	117 件	71.8%	医療的ケア

(3) 調査方法と調査期間

調査方法：郵送によるアンケート調査

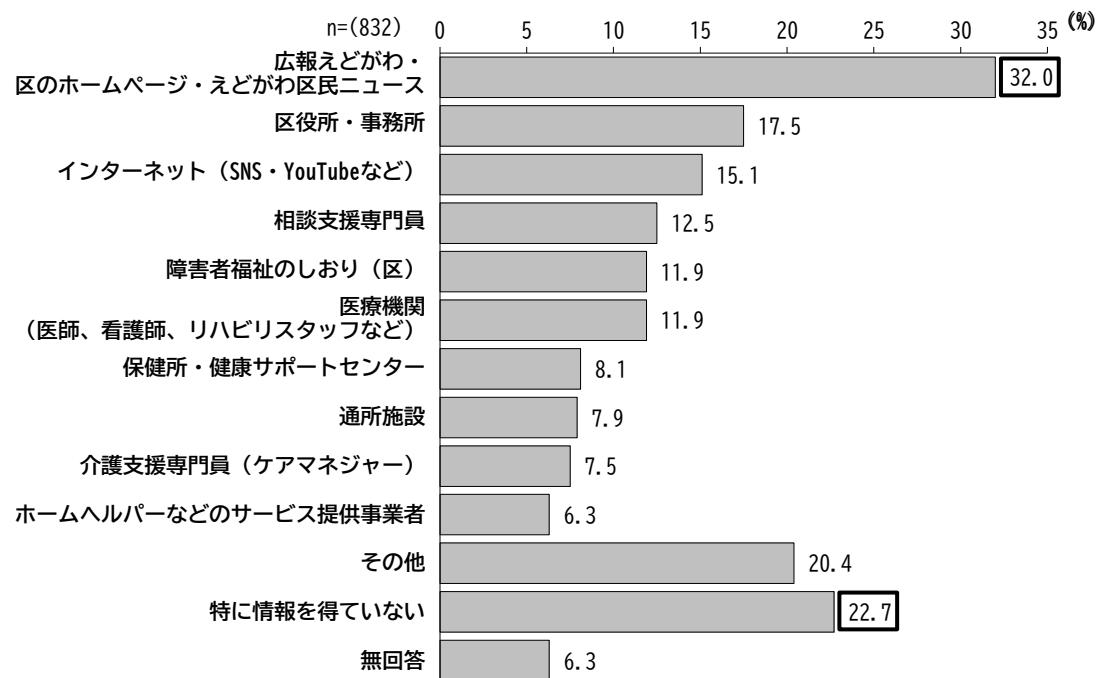
調査期間：

【障害者・児調査】 令和4年(2022年)10月21日（金）～11月8日（火）

【医療的ケア者・児調査】 令和4年(2022年)11月1日（火）～11月25日（金）

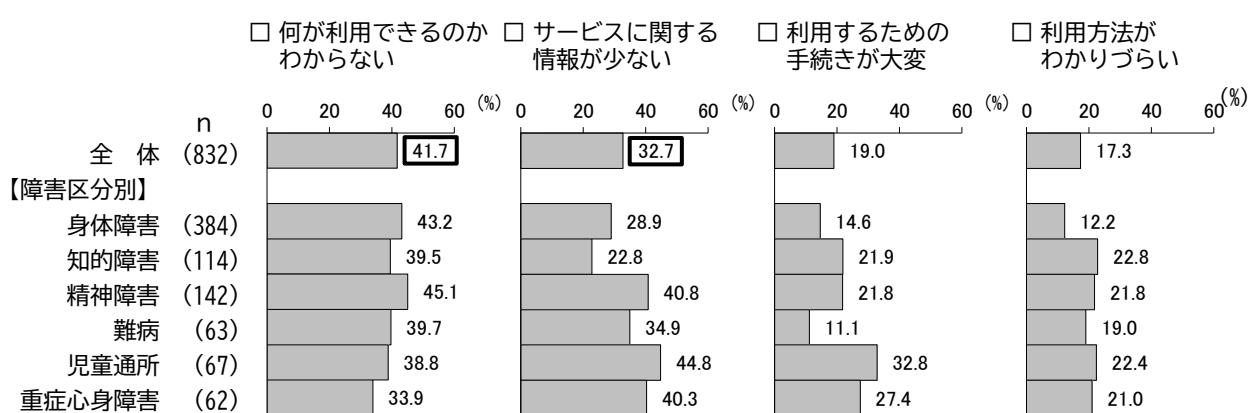
(4) 調査結果のポイント

①生活支援に関するサービスの情報の入手源



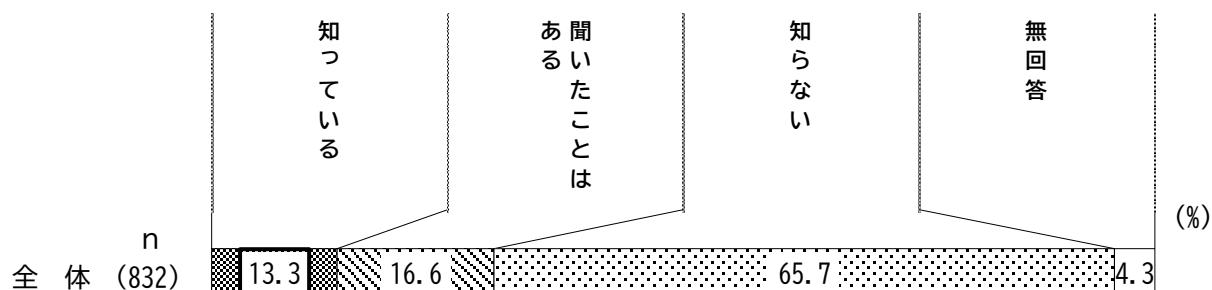
「広報えどがわ・区ホームページ・えどがわ区民ニュース」が3割で最多であり、「特に情報を得ていない」人が2割となっている。

②障害福祉サービスを利用する際の不便 (上位4項目)



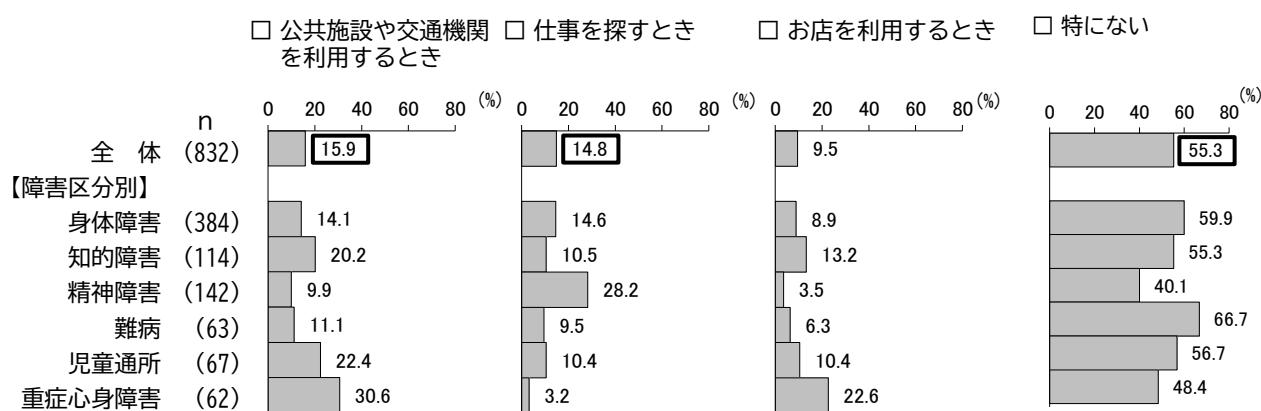
「何が利用できるのかわからない」、「サービスに関する情報が少ない」が特に多い。

③障害者差別解消法の理解



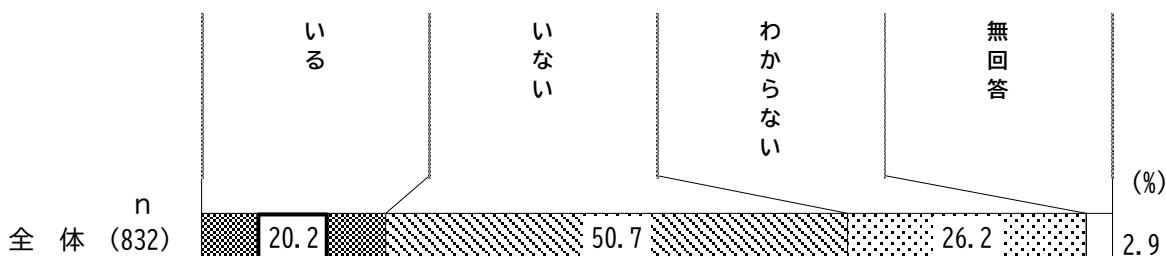
「障害者差別解消法」の認識度は1割程度となっている。

④障害者差別を感じる場面（上位3項目+特にない）



「感じることは特にない」と答えた障害当事者の方が5割となっており、感じる場面は公共施設や交通機関の利用時、仕事探しの際などが多い。

⑤近所に助けてくれる人の有無



援助者がいる人は全体の2割に留まる。

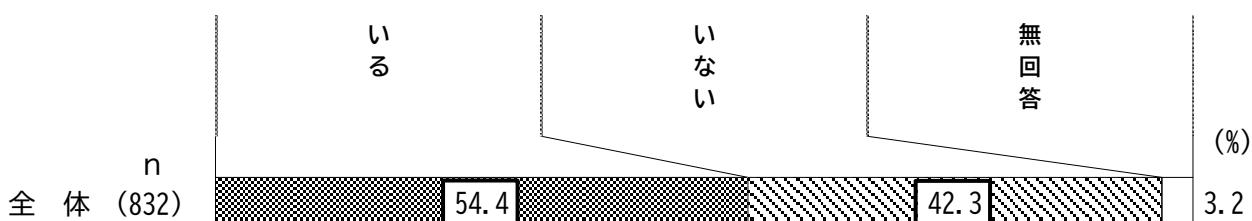
⑥充実すべき障害者福祉施策（上位5位表）

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=832	気軽に相談できる窓口 33.2	支え合う社会の推進 16.1	家族への支援 13.6	災害時の支援 13.0	就労支援情報収集 11.7
身体障害 n=384	気軽に相談できる窓口 39.3	支え合う社会の推進 16.7	情報収集 14.6	災害時の支援 14.1	家族への支援 12.8
知的障害 n=114	気軽に相談できる窓口 28.9	就労支援 19.3	支え合う社会の推進 18.4	放課後・休日サービス 18.4	家族への支援 15.8
精神障害 n=142	気軽に相談できる窓口 30.3	支え合う社会の推進 16.2	就労支援 14.8	住宅支援 14.1	情報収集 12.0
難病 n=63	気軽に相談できる窓口 38.1	家族への支援 17.5	情報収集 17.5	支え合う社会の推進 14.3	災害時の支援 9.5
児童通所 n=67	児童療育・保護者支援 47.8	放課後・休日のサービス 28.4	気軽に相談できる窓口 20.9	早期発見・早期療育 16.4	支え合う社会の推進 14.9
重症心身障害 n=62	家族への支援 48.4	災害時の支援 32.3	放課後・休日のサービス 29.0	移動支援 19.4	気軽に相談できる窓口 17.7

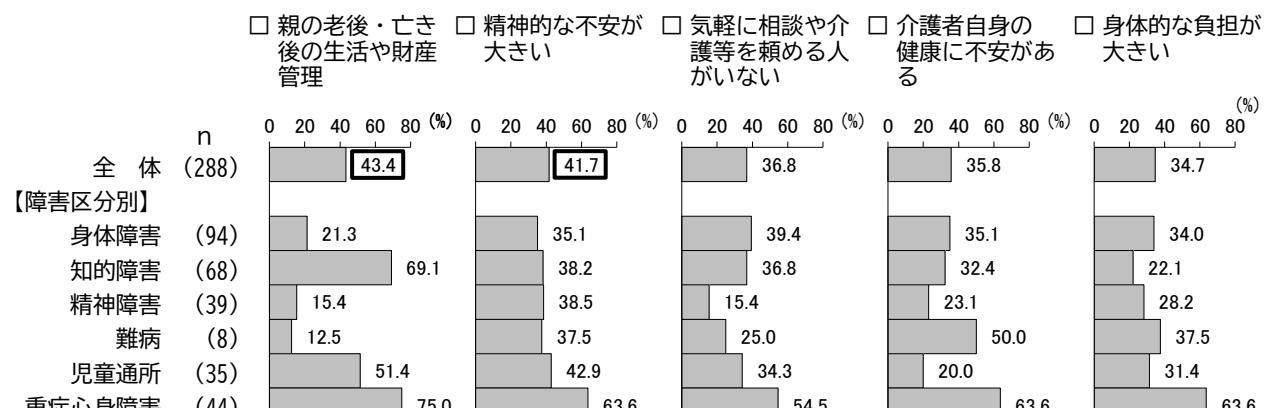
身体、知的、精神、難病で「いつでも気軽に相談できる窓口」が最多である。

⑦相談相手（場所）の有無



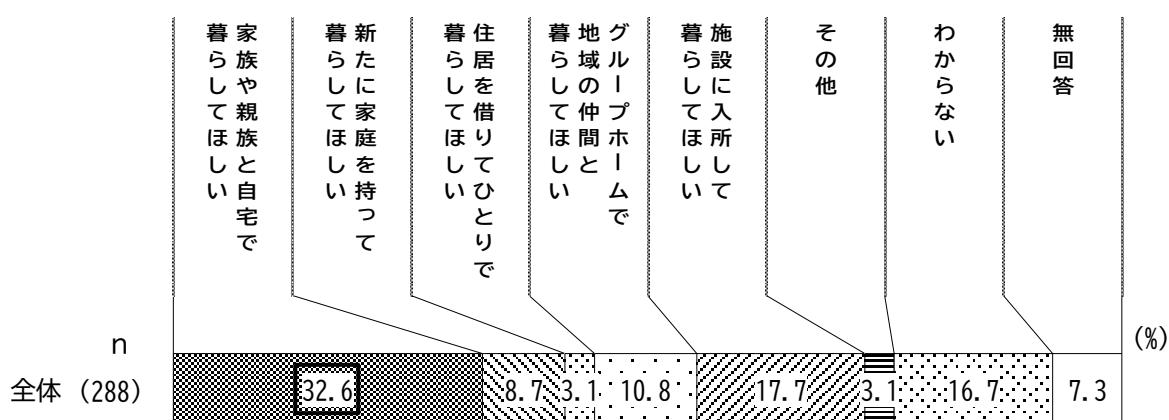
相談先がある人は5割、ない人が4割となっている。

⑧介護の悩みや不安（上位5項目）



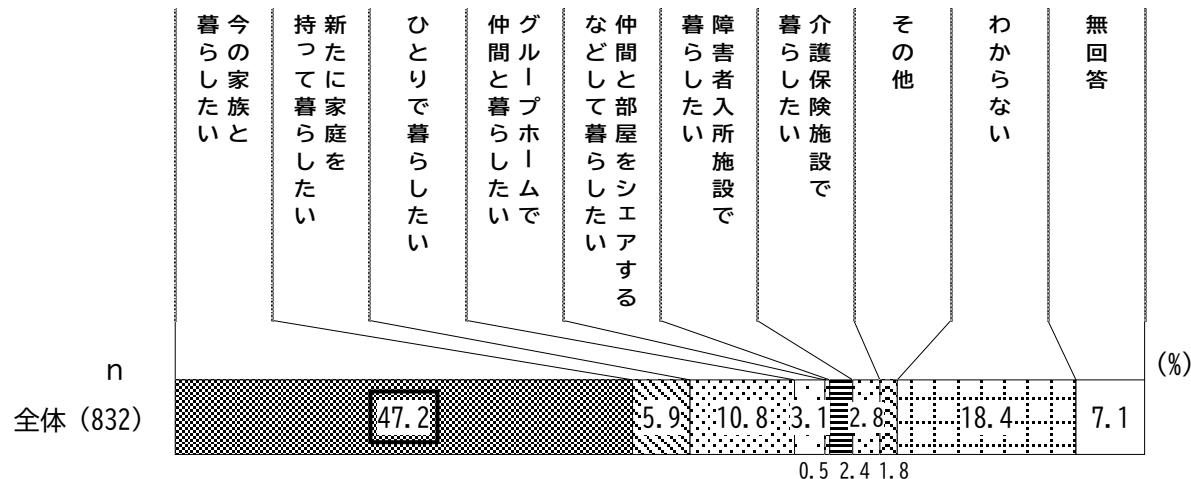
「親の老後・生き後の生活や財産管理」への不安や「精神的不安」が4割を超える。

⑨希望する将来の暮らし（介護者の回答）



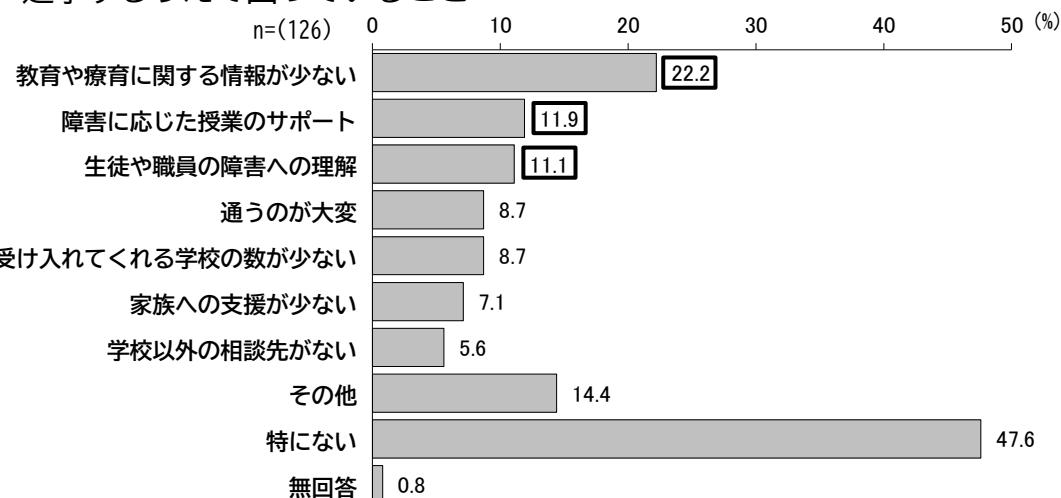
「家族や親族と一緒に自宅で暮らしてほしい」が約3割となっている。

⑩希望する将来の暮らし（当事者の回答）



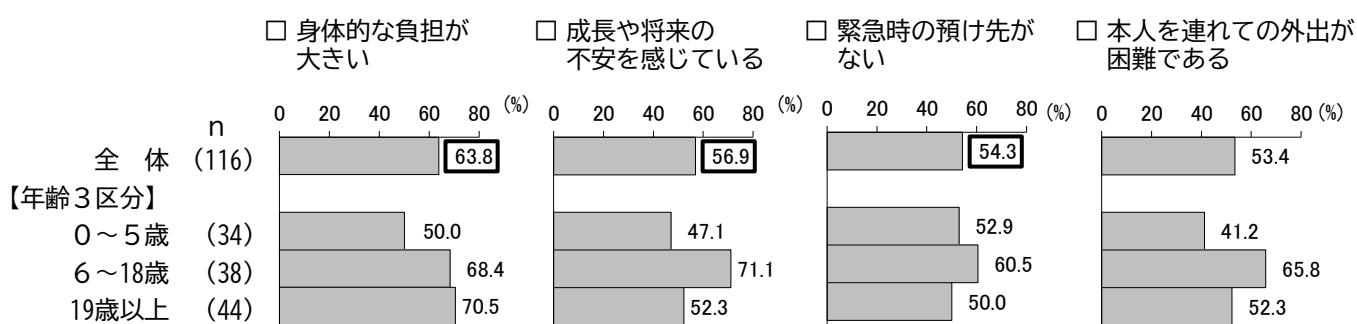
「今の家族と一緒に暮らしたい」が約5割となっている。

⑪通園・通学するうえで困っていること



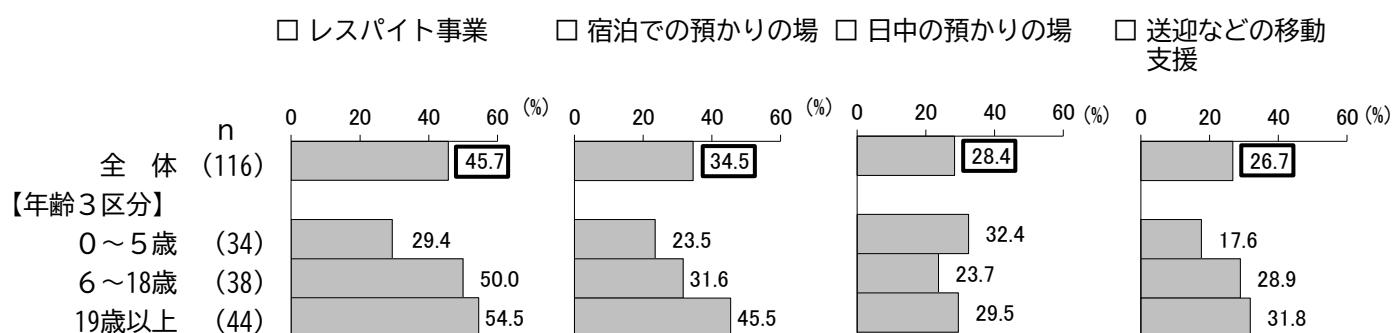
上位3位は、「教育や療育の情報が少ない」「障害に応じた授業のサポート」「生徒や教員の障害への理解」となっている。

⑫介護の悩みや不安（医療的ケア児）（上位4項目）



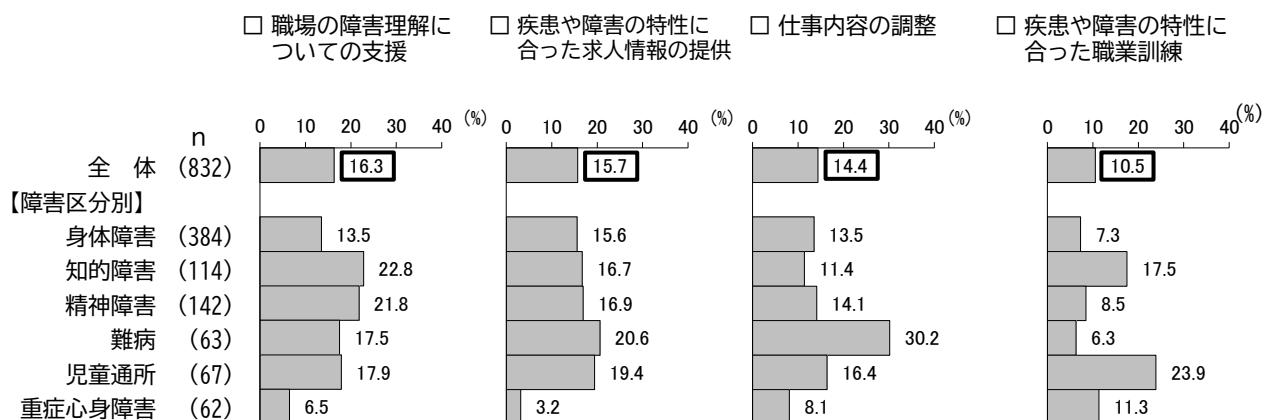
上位3位は、「身体的な負担」「成長や将来への不安」「緊急時の預け先がない」となっている。

⑬介護の負担軽減のために必要なサービス（医療的ケア児）（上位4項目）



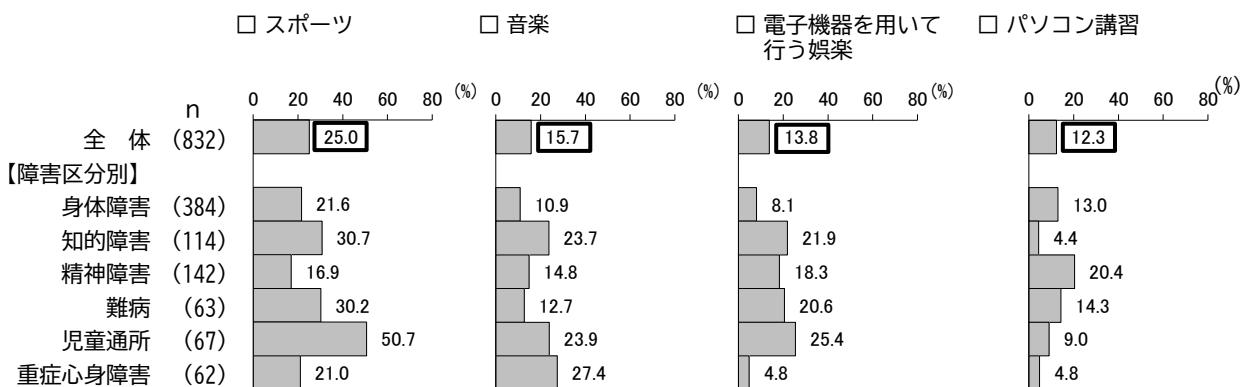
「レスパイト事業」「宿泊での預かりの場」「日中の預かりの場」「送迎などの移動支援」が上位を占める。

⑭必要な就労支援（上位4項目）



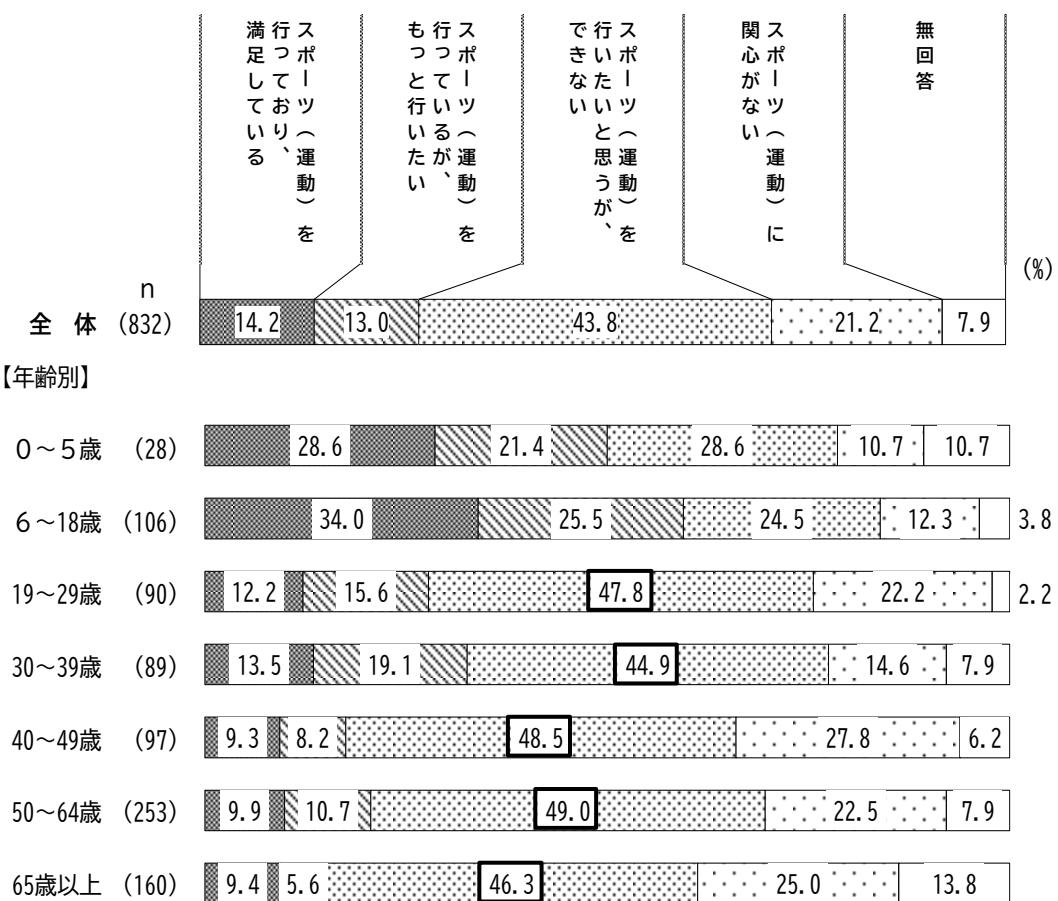
「職場の障害理解についての支援」「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」「仕事内容の調整（障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など）」「疾患や障害の特性に合った職業訓練」が上位を占める。

⑮取り組んでみたい活動（上位4項目）



「スポーツ」「音楽（合唱・楽器演奏等）」「電子機器を用いて行う娯楽（eスポーツ・電子ゲーム等）」「パソコン講習」「美術（絵画・陶芸等）」が上位を占める。

⑯スポーツ（運動）に対する意識



19歳以上の年齢層で約4割が、「スポーツを行いたいと思うができない」と回答している。

4 計画策定の経過

(1) 江戸川区地域自立支援協議会委員名簿

分野	氏名		
学識経験者	元東京都立大学大学院	杉野 昭博	※会長
保健医療関係者	江戸川区医師会	守島 亞季	※副会長
	江戸川区歯科医師会	金栗 勝仁	
民生・児童委員	葛西第四地区民生・児童委員協議会	矢島 雅子	
教育関係者	都立鹿本学園	高橋 馨	
	都立白鷺特別支援学校	川上 尊志	
	区立小岩第五中学校	石井 千歳	
就労支援関係者	江戸川区商店街連合会	加藤 晃一	
	ハローワーク木場	鳥澤 剛	
	江戸川区立障害者就労支援センター	鈴木 大樹 (令和5年(2023年)12月31日まで) 小林 理恵 (令和6年(2024年)1月17日から)	
障害当事者 及びその家族	江戸川区腎友さつき会	戸倉 振一	※副会長
	NPO 法人江戸川区視覚障害者福祉協会	藤原 美子	
	江戸川ろう者協会	佐野 敏勝	
	江戸川区の介護保障を確立する会	日永 由紀子	
	江戸川区立福祉作業所保護者会	三橋 信吾	
	社会福祉法人ひらいルミナル	星 ひかる	
障害者団体関係者	NPO 法人自立生活センターSTEP えどがわ	蛭川 涼子	
	江戸川区手をつなぐ育成会(親の会)	今井 郁子	
	NPO 法人東京ソテリア	塚本 さやか	
障害福祉サービス 事業者または相談 支援事業者	社会福祉法人つばき土の会 もぐらの家	大沼 幸夫	
	社会福祉法人江戸川菜の花の会	佐藤 明美	
	NPO 法人江戸川区相談支援連絡協議会	吉澤 浩一	
	発達相談・支援センター	熊 仁美	
	江戸川区放課後等デイサービス連絡会	中村 英一郎	
区民	公募委員	久我 和也	
	公募委員	中川 尋史	

(敬称略)

(2) 江戸川区地域自立支援協議会経過

回数	開催日	計画策定に係る主な議題
第1回	令和5年(2023年) 6月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の基本理念について ・第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の策定について ・策定スケジュールについて
第2回	令和5年(2023年) 9月7日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の意見聴取（懇談会）およびアンケート調査結果について ・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の構成（案）について ・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の計画策定の基本的な考え方について ・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の成果目標について
第3回	令和5年(2023年) 11月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の意見聴取（懇談会）について ・第3次江戸川区障害者計画の構成（案）について
第4回	令和6年(2024年) 1月17日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の意見聴取（懇談会）について ・第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画（案）について ・意見公募（パブリックコメント）の実施について

(注) 障害者総合支援法第88条第9項により、障害福祉計画の策定または変更時に、あらかじめ、地域自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないとされています。

(3) 地域自立支援協議会の懇談会（意見聴取）

①障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会

地域自立支援協議会の活動の中で、障害者計画を策定する上でテーマに沿った内容を中心に入意見を聴取した。

【地域生活継続課題】令和5年(2023年)10月17日実施

内容	課題など
地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援において、行政との継続的な協議の場が少なく、課題認識を共有できていない。 ・地域で暮らすことができる方も施設に入っている。 ・障害種別に関わらず、居場所や仲間の支え（ピアサポート）が、地域生活を維持するためには必要である。 ・親がサポートしている部分（金銭管理や不安の解消など）に代わるサービスがあるかどうか。また、こうした情報を親への周知がされているかどうか。

内容	課題など
地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の立場に沿った支援（体験など）が組み立てられていない。 重度訪問介護の支給量を増やすことで、施設から移行も増える。 部会を設置するといろいろな意見が出て活性化する。 地域の資源や人材を生かすことが必要。身体、知的、精神それぞれ障害種別かもしれないが、拠点等機能（特に体験の場）を果たせる社会資源が既にある。 なごみの家も含めて協議していく必要性がある。
車いす対応のグループホーム	<ul style="list-style-type: none"> 重度対応のグループホームが少ない。 入居者の高齢化が進んでおり、エレベーターがないと2階へ上げることも難しい。 設置するには、建物・人材・お金が必要である。 区有地を活用して、官民共同のモデル事業ができないか。 事業所に対する補助金の充実。
6090世帯への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 5080世帯への支援からまず考えていかないといけない。 24時間の障害福祉サービスを受けながら、自宅を活用して住み続けたい。住み続けるということにおいて、区独自の制度（例えば自宅の活用のための改修資金補助や職人の提供等）が設けられるか。 障害福祉と介護保険との連携とは、本人が65歳になつたら介護保険サービスに引き継ぐことではなく、6090世帯など、介護保険を利用したい障害者世帯が、介護保険サービスの合理的配慮も含めて、適切なサービスを利用できるようにすること。

【災害要配慮者支援】令和5年(2023年)10月23日実施

内容	課題など
避難場所、避難方法、福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所に指定されているが、夜間や土日対応ができない。 医療的ケアが必要な方は、電源確保が重要である。 過去の災害でも、周りに迷惑がかかることを恐れて、障害者が避難所へ行くことをためらってしまう。 区、福祉避難所、障害者、サービス提供事業者等について、災害が発生したらそれぞれが何をすべきか、個別の計画とは別に全体像・課題を共有した方がよい。 発災時には各支援団体が個別に活動するため、全体の支援活動の把握・調整の仕組みが必要である。 水害では広域避難を呼びかけるが、宿泊補助制度を知らない方もいるので周知した方がよい。 広域避難先の他区市町村の状況がわかるといい。 多様な障害特性に応じた避難所での対応が必要である。 福祉避難所は個別計画を作成している避難行動要支援者が対象であるこの周知が必要である。 水害時に広域避難が困難な避難行動要支援者のための福祉避難所は、1週間以上水が引かない地域を除外するため、その数が不足している。 避難行動要支援者の要件緩和にあたっては、日中独居の場合等の状況についても考慮する必要がある。

【医療的ケア児・者への支援】令和5年(2023年)11月15日実施

内容	課題など
地域で暮らし続けるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児・者の家族は、どのようなサービスがあるかわからない。 ・養育者支援事業（レスパイト）は、病院が遠いため使い勝手がよくない。区内にあるといい。 ・看護師が不足しており、訪問看護をどう活用していくかが重要である。 ・未就学児の医療的ケア児について、保育園での受け入れも少しずつ進んできている。 ・えどがわ医療的ケア児ガイドに、どのような医療的ケア児を受け入れられるか、わかるようにしてほしい。 ・災害時の対策として、電源確保をどう考えていくべきか。 ・レスパイトを活用することは、親にも子どもにもいいことである。

②障害当事者・家族、障害福祉サービス事業者懇談会

地域自立支援協議会の活動の中で、障害当事者・家族、障害福祉サービス事業者を対象に「地域で暮らし続けるために必要なこと」をテーマに意見を聴取した。

【障害当事者・家族】7団体

団体名 (実施日)	主な意見
江戸川区肢体不自由児父母の会 (令和5年(2023年) 7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後が心配であり、近隣で入所先が見つからない。 ・協議会に福祉部会を作り、重度障害者の在宅ケアの充実に向けた具体的な協議をしてほしい。 ・入所と通所施設が一体となったものがほしい。 ・(親が介助するより) ヘルパーの知識が不足しているし、人数も足りていない。
福祉作業所保護者会 (令和5年(2023年) 7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・土・日曜日の過ごし方に困っており、使えるサービスが増えてほしい。 ・グループホームなどの施設一覧の情報や新設される施設の情報がほしい。 ・家族への支援の充実。 ・短期入所施設が少なく予約できない。 ・災害発生時、学校の避難先では大人数いるため、不安である。
江戸川ろう者協会 (令和5年(2023年) 7月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者が利用できる老人ホームがあるといい。 ・なごみの家等で集まって、ろう者の方が集える場所がほしい。 ・手話を学ぶことができ、子どもが手話に接する機会が増えるといい。
NPO法人自立生活センターSTEP えどがわ (令和5年(2023年) 7月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスがもう少し使いやすくなってほしい。 ・重度の人ほど切れ目ない支援が必要である。 ・施設入所ではなく、家族介護に頼ることなく、安心した地域生活が送れるようにする地域づくりが必要である。 ・ヘルパーが足りない。 ・区と定期的に話し合える機会があるといい。

団体名 (実施日)	主な意見
江戸川区視覚障害者 福祉協会 (令和5年(2023年) 8月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・老後を受け入れる障害者が集う施設があるといい。 ・自宅で代筆・代読ができるサービスになってほしい。 ・障害者に対する理解が乏しく、地域で孤立してしまう。災害時に困るため、町会等を活用して、地域で障害者の理解を進めてほしい。 ・区からの案内（選挙等）にユニボイスを用いて、情報を健常者と同じように入手できるようにしてほしい。
鹿本学園・白鷺特別支援 学校PTA (令和5年(2023年) 9月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の障害者理解が進むといい。 ・遠方の施設ではなく、近くに入所できる施設がほしい。 ・卒業した後の不安や一人になった場合の区の支援がほしい。 ・いつ起きるかわからない災害が怖い。
五所連絡会（注） (令和5年(2023年) 9月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度のグループホームを増やしてほしい。 ・ショートステイを増やしてほしい。 ・重度訪問介護の時間数が少ない。 ・ヘルパーの人材不足、質の確保、研修を充実してほしい。 ・親子で入れる施設があればいい。

（注）区立の生活介護施設（5施設）の保護者会の役員会

【障害福祉サービス事業者】6団体

団体名 (実施日)	主な意見
江戸川区放課後等 デイサービス連絡会 (令和5年(2023年) 7月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の方が利用できるグループホームが少ない。 ・18歳以降に利用できるサービスがわかりづらく、相談できる場所がほしい。 ・保護者（外国人や無関心等）への支援や連携が難しい。 ・空きがないため、他県の施設を利用している。 ・人材確保や育成する制度がない。
江戸川区移動支援等 事業者連絡会 (令和5年(2023年) 7月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足が問題となっており、賃金の安さや就労定着支援金など支援の拡充を図り、優秀な人材を確保することで、障害者のサポートを続けることができる。 ・グループホームやショートステイを利用できる施設が少なく、空きもない。 ・特殊な障害がある方の対応が難しく、経験の少ない職員だと対応できない。

団体名 (実施日)	主な意見
江戸川区相談支援連絡協議会 (令和5年(2023年) 7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・重複障害や複雑な課題を抱える方等に対応できるワンストップの窓口がほしい。 ・いつでも誰でも福祉サービス利用にかかわらず、相談できる窓口がほしい。 ・障害者の重度化・高齢化等に対応できるよう、緊急時の受入れや体験の機会が提供される場がほしい。 ・他職種、官民が日頃から相互理解を図ることができる場がほしい。 ・相談支援の充実を図るための協議の場がほしい。 ・人材が不足しているため人材が離れないようフォローする仕組みがほしい。 ・3障害の係（身体・知的・精神）の横のつながりがあるといい。
グループホーム事業者連絡会 (令和5年(2023年) 7月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の方や車いすが利用できるグループホームが少ない。 ・親亡き後を見据えて、少しずつグループホームに慣れる機会が増やせればいい。 ・家族は面倒を見ることができなくなり、グループホームを利用される方がいるが、本人の意思が尊重されているのか疑問である。 ・重度を受け入れるには、人件費や消防用設備等の費用がかかる。
生活介護事業者懇談会 (令和5年(2023年) 7月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・親亡き後・親ばなれの対応が必要である。 ・自宅近くの地域で生活していきたいが、受け入れる施設がない。 ・受け入れたいが、人材が足りず受け入れられない。 ・高齢と障害の支援など事業者と交流する機会がない。
江戸川区障害者就労支援事業者連絡会 (令和5年(2023年) 8月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の仕組みづくりや事業所間の連携が必要である。 ・夜間等でも相談できる窓口があるといい。 ・余暇活動などで交流を深められる場所があるといい。

(4) 意見募集（パブリック・コメント）の実施

公募期間	令和6年(2024年)2月1日から3月1日まで（30日間）
意見件数	●人 延べ●●件

5 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例

令和五年十一月六日条例第三十九号

全ての人は、障害の有無にかかわらず、自分らしく生きる権利を生まれながらに持つておる、かけがえのない存在です。我が国では、障害者の権利に関する条約の採択をきっかけに、障害のある人の人権を守るための法律が整えられてきました。

しかし、障害のある人は、今なお、日常生活や社会生活のあらゆる場面で、建物や設備、制度の利用に不便を感じたり、偏見、無関心など、障害による差別に苦しんだりしています。また、十分な理解や尊重がないために、自分の思うような生活ができないなど、様々な生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

これらの生きづらさは、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されています。このような状況を変えていくためには、誰もが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人の立場に立って、この障壁を取り除いていかなければなりません。

そして、障害のある人を日常的に支援し、悩みや苦しみを抱え孤立している家族などの支援も必要です。障害のある人への差別を解消し、一人ひとりの権利が尊重され、能力が十分に発揮される社会は、全ての人にとって、暮らしやすい社会になります。

江戸川区は、障害者の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例などの考え方をもとに、国や国際社会とも呼応し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

(目的)

第一条 この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）及び事業者の責務並びに区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを総合的かつ計画的に実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける等の生きづらさを抱えている状態にあるものをいう。
- 二 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者その他区内で活動する者をいう。
- 三 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- 四 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 五 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- 六 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活又は社会生活を送ることができるように、自己決定を支援することをいう。

(基本理念)

第三条 障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

- 一 障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。
- 三 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。
- 六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できること。
- 七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段（点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすくするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。）についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

(区の責務)

第四条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

- 2 区は、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力して障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを推進する。

(区民等の役割)

第五条 区民等は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

- 2 区民等は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

- 2 事業者は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

(差別の禁止等)

第七条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別等その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をしなければならない。

(推進施策)

第八条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行う。

- 一 障害のある人が、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための施策
- 二 障害のある人が、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑な意思決定支援を受けられるための施策
- 三 障害を理由とする差別解消に向けた施策
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供されるための施策
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らせる環境を整備するための施策
- 六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できる環境を実現するための施策
- 七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされるための施策
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられる社会の推進のための施策
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られるための施策
- 十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされるための施策

(施策推進に当たっての意見の聴取)

第九条 区は、前条の施策の推進に当たっては、障害のある人、家族等、支援に当たる関係者その他区民等の意見を聴取し、施策に反映するよう努めることとする。

(災害対応における配慮)

第十条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、障害のある人の特性に十分配慮する。

(変化への対応)

第十一條 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3次江戸川区障害者計画
第7期江戸川区障害福祉計画
第3期江戸川区障害児福祉計画

令和6年(2024年)3月発行

【編集・発行】江戸川区役所 福祉部 障害者福祉課
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話 03(3652)1151(代表)
<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>
